

# ＊北海道公報

発行 北海道  
(総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111  
(内線 22-264)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

## 目次

### 規則

○租税特別措置法施行令の規定に基づく特定住宅用地の譲渡の認定の申請及び土地の譲渡予定価額の申出に関する規則の一部を改正する規則..... (土地水対策課) 64

### 告示

- 大規模小売店舗立地法第5条第1項(新設)の届出(2件)..... (地域産業課) 64
- 土地改良区の定款の変更の認可..... (土地改良指導課) 65
- 土地改良事業の施行の認可申請の適否の決定..... (土地改良指導課) 65
- 道営土地改良事業変更計画の決定..... (土地改良指導課) 65
- 海岸保全区域の指定の一部改正..... (農村整備課) 66
- 家畜伝染病検査の命令..... (酪農畜産課) 66
- 海岸保全区域の指定の一部改正..... (漁港漁村課) 68
- 漁港管理者の長が管理を行う海岸保全区域の指定の廃止..... (漁港漁村課) 68
- 知事権限に係る保安林の指定..... (治山課) 68
- 知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課) 68
- 道路の区域の変更..... (道路整備課) 69
- 道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課) 69
- 公有水面の埋立ての免許..... (砂防災害課) 70
- 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可..... (砂防災害課) 70
- 千歳恵庭圏都市計画公聴会の開催..... (都市計画課) 71
- 都市計画の変更の決定..... (都市計画課) 81
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可..... (都市環境課) 82

### 公告

○平成15年度行政書士試験の実施..... (市町村課) 82

### 支庁告示

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了..... 83
- 貸金業者の営業所又は事務所所在地等の不確知..... 83
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了(2件)..... 83

### 道教育庁石狩教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告..... 84

### 道監査委員告示

○北海道監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正..... 85

### 道監査委員公表

- 監査公表第7号..... 85
- 監査公表第8号..... 90

### 道収用委員会告示

○土地収用法による収用及び使用の裁決手続の開始..... 96

### 道内水面漁場管理委員会指示

○内水指示第3号..... 98

### 道公安委員会告示

○遊技機の認定及び型式の検定等に関する告示..... 98

### 道警察本部告示

○一般競争入札の実施に関する公告..... 108

### 道警察旭川方面本部告示

- 一般競争入札に係る資格に関する公示..... 110
- 一般競争入札の実施に関する公告..... 111
- 一般競争入札に係る資格に関する公示..... 112
- 一般競争入札の実施に関する公告..... 113

### 道警察釧路方面本部告示

- 一般競争入札に係る資格に関する公示..... 114
- 一般競争入札の実施に関する公告..... 115
- 一般競争入札に係る資格に関する公示..... 115
- 一般競争入札の実施に関する公告..... 116
- 一般競争入札に係る資格に関する公示..... 117
- 一般競争入札の実施に関する公告..... 118

## 公布された規則のあらまし

**租税特別措置法施行令の規定に基づく特定住宅用地の譲渡の認定の申請及び土地の譲渡予定価額の申出に関する規則の一部を改正する規則(規則第81号)**

- 1 趣旨及び内容  
租税特別措置法施行令の改正に伴い、規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。
- 2 施行期日  
この規則は、公布の日から施行することとした。

あなたの笑顔みんなの元氣健康なササノ國保(くまほ)です。保険料(せ)は必ず納めましょう。

規 則

租税特別措置法施行令の規定に基づく特定住宅用地の譲渡の認定の申請及び土地の譲渡予定価額の申出に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年7月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第81号

租税特別措置法施行令の規定に基づく特定住宅用地の譲渡の認定の申請及び土地の譲渡予定価額の申出に関する規則の一部を改正する規則

租税特別措置法施行令の規定に基づく特定住宅用地の譲渡の認定の申請及び土地の譲渡予定価額の申出に関する規則（昭和60年北海道規則第51号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第18条の5第10項」を「第19条第11項」に、「第38条の5第8項」を「第38条の5第9項」に改める。

第2条第1項中「第18条の5第11項第4号」を「第19条第12項第4号」に、「第38条の5第9項第4号」を「第38条の5第10項第4号」に改める。

別記第1号様式中「平成」を削り、「第18条の5第10項」を「第19条第11項」に、「第38条の5第8項」を「第38条の5第9項」に改める。

別記第2号様式その1中「平成」を削り、「第18条の5第11項第4号」を「第19条第12項第4号」に、「第38条の5第9項第4号」を「第38条の5第10項第4号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道告示第1201号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年11月10日までに北海道渡島支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年7月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
第2マルカツビル 函館市本町9番地10、11

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社魚長食品 代表取締役 柳沢 勝 函館市豊川町12番12号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社魚長食品 代表取締役 柳沢 勝 函館市豊川町12番12号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成16年2月28日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,818㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐車場の収容台数 58台  
イ 駐輪場の収容台数 17台  
ウ 荷さばき施設の面積 58.82㎡  
エ 廃棄物等の保管施設の容量 13.5㎡

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時45分から午後9時15分まで  
ウ 駐車場の自動車の出入口の数 3箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時30分から午後8時まで

2 届出年月日 平成15年6月27日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課及び北海道渡島支庁商工労働観光課  
(2) 縦覧期間 平成15年7月8日（火）から11月10日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間 午前8時45分から午後5時15分まで

(4) その他 縦覧については、函館市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等については函館市へ問い合わせること。

北海道告示第1202号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大

規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年11月10日までに北海道網走支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年7月8日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 1 届出事項の概要

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

留辺蘂ショッピングセンター 常呂郡留辺蘂町字旭97-1ほか

##### (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社道東ラルズ 代表取締役 渡邊 友則 北見市卸町3丁目3番地3

株式会社ツルヤ 代表取締役 西崎 康博 函館市湯川町3丁目24番10号

##### (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 株式会社道東ラルズ 代表取締役 渡邊 友則 北見市卸町3丁目3番地3

イ 株式会社ツルヤ 代表取締役 西崎 康博 函館市湯川町3丁目24番10号

##### (4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年2月27日

##### (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,499㎡

##### (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 160台

イ 駐輪場の収容台数 56台

ウ 荷さばき施設の面積 145㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 22㎡

##### (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時（日曜日は午前9時、年間20日は午前7時）

閉店時刻 午後9時45分

イ 来客が駐車場を利用することが出来る時間帯

午前6時30分から午後10時まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数 入口2箇所 出口2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日 平成15年6月26日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課、北海道網走支庁商工労働観光課及び留辺蘂町農林商工課

(2) 縦覧期間 平成15年7月8日（火）から11月10日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間 午前8時45分から午後5時15分まで

#### 北海道告示第1203号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成15年6月23日、初山別土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年7月8日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道告示第1204号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、初山別土地改良区が新たに行う土地改良（南明里地区小規模土地改良（農業用排水））事業の施行の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道留萌支庁に備え置いて、平成15年7月9日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年7月8日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道告示第1205号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成15年7月9日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年7月8日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
今金北	中山間地域総合整備（農業用排水、農道、ほ場整備、客土、暗きょ）	北海道檜山支庁
第2福梅	畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農道、区画整理、暗きょ、土層改良）	北海道網走支庁
東美里別	畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水、農道、暗きょ、土層改良）	北海道十勝支庁
相川	畑地帯総合整備（農業用排水、農道、暗きょ）	同



下川町	平成15年8月11日から9月12日まで	端野町	同	浦河町	同	
美深町	同	訓子府町	同	音更町	同	8月11日から9月12日まで
音威子府村	同	置戸町	同	上士幌町	同	
中川町	同	留辺蘂町	同	鹿追町	同	
富良野市	同	佐呂間町	同	新得町	同	
上富良野町	同	常呂町	同	清水町	同	
中富良野町	同	生田原町	同	芽室町	同	
南富良野町	同	遠軽町	同	更別村	同	
占冠村	同	丸瀬布町	同	大樹町	同	
留萌市	8月4日から9月12日まで	白滝村	同	幕別町	同	
増毛町	同	上湧別町	同	豊頃町	同	
小平町	同	湧別町	同	本別町	同	
苫前町	同	滝上町	同	足寄町	同	
羽幌町	同	興部町	同	陸別町	同	
遠別町	同	西興部村	同	帯広市	同	
幌延町	同	雄武町	同	釧路町	同	8月11日から9月19日まで
稚内市	8月18日から9月12日まで	北見市	同	厚岸町	同	
猿払村	同	網走市	同	浜中町	同	
浜頓別町	同	紋別市	同	標茶町	同	
中頓別町	同	豊浦町	同	弟子屈町	同	
枝幸町	同	洞爺村	同	阿寒町	同	
歌登町	同	壮瞥町	同	鶴居村	同	
豊富町	同	早来町	同	白糠町	同	
東藻琴村	8月4日から9月12日まで	追分町	同	音別町	同	
女満別町	同	厚真町	同	釧路市	同	
美幌町	同	穂別町	同	根室市	同	8月18日から9月26日まで
津別町	同	伊達市	同	別海町	同	
斜里町	同	苫小牧市	同	中標津町	同	
清里町	同	静内町	同	標津町	同	
小清水町	同	三石町	同			

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で定飼及び転飼されている全蜂群

4 実施の方法

(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

(2) 検査は、「病性鑑定指針」の制定について（平成10年10月22日10畜A第1937号農林水産省畜産局長通知）の方法による。

北海道告示第1208号

昭和39年北海道告示第529号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。  
その関係図面は、北海道水産林務部漁港漁村課及び北海道留萌支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成15年7月8日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道天塩沿岸遠別漁港海岸保全区域の事項を次のように改める。

北海道天塩沿岸遠別漁港海岸保全区域

市町村名	海 岸 保 全 区 域
天 塩 郡	指定の区域
遠 別 町	

1 点 の 位 置

- 基 点 1 北海道天塩郡遠別町字本町3丁目105番南西角（原点1）から337度30分方向863メートルの点
- 2 1から177度30分方向523メートルの点
- 3 北海道天塩郡遠別町字富士見26番4北東角（原点2）から346度30分方向408メートルの点
- 4 3から171度方向459メートルの点
- 補助点1の1 1から270度方向197メートルの点
- 2の1 2から261度方向217メートルの点
- 3の1 3から261度方向269メートルの点
- 4の1 4から270度方向271メートルの点

2 区 域

- 遠別北地区海岸 1、2、2の1、1の1及び1の各点を順次に結んだ線により囲まれた区域
- 遠別南地区海岸 3、4、4の1、3の1及び3の各点を順次に結んだ線により囲まれた区域

北海道告示第1209号

平成10年北海道告示第2000号（漁港管理者の長が管理を行う海岸保全区域の指定）は、廃止する。

平成15年7月8日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第1210号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成15年7月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 様似郡様似町字鷓苫403の1、410の1
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。
    - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1211号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成15年7月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 帯広市上帯広町900の1・902の1・903の1・904の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
  - （「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び帯広市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 河東郡士幌町字上音更西8線176の4（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 排水路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**北海道告示第1212号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変

更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年7月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
霞台森停車場線	茅部郡森町字上台町330番14地先から 茅部郡森町字上台町330番15地先（一般国道5号交点）まで		前	10.07mから 12.74mまで	584.99m	一般国道5号 重複L=18.02m	北海道函館土木現業所
			後	12.29mから 16.71mまで			
館町福島線	檜山郡厚沢部町字館町11番35地先から 檜山郡厚沢部町字館町39番1地先まで 檜山郡厚沢部町字館町11番25地先から 檜山郡厚沢部町字館町39番1地先まで		前	6.90mから 10.00mまで	305.55m	道道上磯厚沢部線 重複L=3.98m	同
			後	12.99mから 22.03mまで			
七飯診療所線	亀田郡七飯町本町342番4地先から 亀田郡七飯町本町663番1地先まで		前	16.00mから 32.32mまで	1,349.10m	一般国道5号 重複L=487.30m	同
			後	16.00mから 32.32mまで			
			後	16.00mから 28.00mまで			

**北海道告示第1213号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から

2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年7月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
札幌夕張線	夕張郡長沼町字馬追原野国有林空知森林管理署67林班へ小班 地先から夕張郡長沼町1123番2地先（河川敷地）まで		前	18.00mから 45.00mまで	833.00m	—	北海道札幌土木現業所
			後	22.00mから 79.00mまで			

稚内豊富線 稚内市大字宗谷村字増幌642番1地先から  
稚内市大字宗谷村字増幌879番7地先まで

前  
後

19.00mから  
63.00mまで  
492.83m  
19.00mから  
53.00mまで  
492.83m

北海道稚内土木現業所

北海道告示第1214号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成15年7月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 免許年月日 平成15年6月30日
- 2 免許を受けた者
- (1) 名称 北海道
- (2) 住所 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 代表者の氏名 北海道知事 高橋はるみ
- 3 埋立区域
- (1) 位置 伊達市向有珠町263番地先の公有水面
- (2) 区域 次の①の地点から⑬の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑬の地点とを結んだ線によって囲まれた区域
- ①の地点 3級基準点No.2(北緯42度30分52秒3203、東経140度47分00秒2945)の地点から方向角355度16分40秒の方向64.88mの地点
- ②の地点 ①の地点から方向角328度28分50秒の方向30.13mの地点
- ③の地点 ②の地点から方向角238度29分45秒の方向0.40mの地点
- ④の地点 ③の地点から方向角328度19分42秒の方向48.02mの地点
- ⑤の地点 ④の地点から方向角58度24分27秒の方向0.50mの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から方向角328度26分52秒の方向1.90mの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から方向角39度38分39秒の方向0.09mの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から方向角57度41分13秒の方向9.98mの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から方向角144度18分20秒の方向4.29mの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から方向角234度17分56秒の方向0.53mの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から方向角144度18分22秒の方向74.97mの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から方向角54度17分56秒の方向0.53mの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から方向角144度18分02秒の方向2.80mの地点
- (3) 面積 1,035.28㎡
- 4 埋立に関する工事の施行区域

- (1) 位置 伊達市向有珠町64番1、226番3及び263番地先並びに64番1及び263番
- (2) 区域 次のイの地点からチの地点までを順次に結んだ線及びイの地点とチの地点とを結んだ線によって囲まれた区域
- イの地点 3級基準点No.2(北緯42度30分52秒3203、東経140度47分00秒2945)の地点から方向角350度17分41秒の方向51.63mの地点
- 口の地点 イの地点から方向角328度30分16秒の方向100.00mの地点
- ハの地点 口の地点から方向角57度52分38秒の方向20.05mの地点
- ニの地点 ハの地点から方向角148度26分41秒の方向10.00mの地点
- ホの地点 ニの地点から方向角54度18分21秒の方向103.20mの地点
- ヘの地点 ホの地点から方向角144度18分23秒の方向18.50mの地点
- トの地点 ヘの地点から方向角157度10分23秒の方向80.90mの地点
- チの地点 トの地点から方向角234度18分24秒の方向71.00mの地点
- (3) 面積 11,674.74㎡
- 5 埋立地の用途 漁港施設用地

北海道告示第1215号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成15年7月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) しゅん功認可の年月日 平成15年6月30日
- (2) しゅん功認可を受けた者
- ア 氏名又は名称 北海道
- イ 住所 札幌市中央区北3条西6丁目
- ウ 代表者の氏名 北海道知事 高橋はるみ
- (3) 埋立区域
- ア 位置 三石郡三石町字梶舞56番、58番1、58番2、58番3、58番4、75番、76番1、76番2、76番3、76番4及び394

イ 区	域	番地先の公有水面 次のAの地点からMの地点までを順次に結んだ線及びAの地点とMの地点とを結んだ線によって囲まれた区域 (日本測地系による測量の成果を使用)	Aの地点 3級基準点3-01の地点(北緯42度13分23秒1977、東経142度37分11秒5818)から方向角219度00分16秒の方向191.13mの地点
	Aの地点	3級基準点3-01の地点(北緯42度13分23秒1977、東経142度37分11秒5818)から方向角146度15分31秒の方向80.99mの地点	Bの地点 Aの地点から方向角112度34分54秒の方向26.23mの地点
	Bの地点	Aの地点から方向角292度51分48秒の方向4.19mの地点	Cの地点 Bの地点から方向角22度40分35秒の方向49.77mの地点
	Cの地点	Bの地点から方向角22度53分33秒の方向16.76mの地点	Dの地点 Cの地点から方向角275度42分45秒の方向25.54mの地点
	Dの地点	Cの地点から方向角292度53分33秒の方向5.90mの地点	Eの地点 Dの地点から方向角275度51分44秒の方向1.87mの地点
	Eの地点	Dの地点から方向角202度55分04秒の方向74.69mの地点	
	Fの地点	Eの地点から方向角242度46分46秒の方向6.13mの地点	ウ 面 積 1,201.42㎡
	Gの地点	Fの地点から方向角282度40分55秒の方向75.43mの地点	(4) 免許年月日及び番号 平成13年6月22日 砂防第24-2号指令
	Hの地点	Gの地点から方向角275度42分51秒の方向34.10mの地点	(5) 公有水面埋立法第22条第3項市町村名 三石町
	Iの地点	Hの地点から方向角202度40分23秒の方向11.18mの地点	
	Jの地点	Iの地点から方向角95度51分44秒の方向1.87mの地点	
	Kの地点	Jの地点から方向角95度42分48秒の方向35.66mの地点	
	Lの地点	Kの地点から方向角9度16分21秒の方向0.10mの地点	
	Mの地点	Lの地点から方向角102度40分55秒の方向86.24mの地点	
	ウ 面 積	2,027.82㎡	
	(4) 免許年月日及び番号	平成11年1月4日 砂防第73-30号指令	
	(5) 公有水面埋立法第22条第3項市町村名	三石町	
2(1)	しゅん功認可の年月日	平成15年6月30日	
2(2)	しゅん功認可を受けた者		
	ア 氏 名 又 は 名 称	北海道	
	イ 住 所	札幌市中央区北3条西6丁目	
	ウ 代 表 者 の 氏 名	北海道知事 高橋はるみ	
(3)	埋 立 区 域		
	ア 位 置	三石郡三石町字鼻舞56番、53番1及び53番2地先の公有水面	
イ 区	域	次のAの地点からEの地点までを順次に結んだ線及びAの地点とEの地点とを結んだ線によって囲まれた区域 (日本測地系による測量の成果を使用)	

ウ 面 積

- (4) 免許年月日及び番号 平成13年6月22日 砂防第24-2号指令
- (5) 公有水面埋立法第22条第3項市町村名 三石町

北海道告示第1216号

千歳恵庭圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定の案及び区域区分の変更の案を作成するに当たり、都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定による公聴会を次のとおり開催する。

平成15年7月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 開催の日時 平成15年8月6日(水)午後2時から
- 2 開催の場所 千歳市東雲町2丁目34番地 千歳市総合福祉センター 402号講堂
- 3 公述の申出 公聴会において意見を述べようとする者は、平成15年7月30日(水)までに意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を知事(札幌市中央区北3条西6丁目(専用郵便番号 060-8588)北海道建設部都市計画課)に提出しなければならない。
- 4 公聴会の中止 知事は、3による書面の提出がないときは、公聴会の開催を中止することができる。
- 5 公述人の決定 知事は、3により書面を提出した者及び必要があると認めるときは、3の書面を提出した者以外の者を公述人として定め、本人にその旨を通知する。
- 6 議事の方法 公聴会の議事は、北海道都市計画公聴会規則(昭和44年北海道規則第60号)に規定する方法による。  
なお、公聴会の秩序を維持し、その議事の円滑を図るため、次の措置を講ずる。  
公聴会の議事の傍聴を希望する者が多数あるときは、その傍聴人の数を先着順におおむね150人に制限する。

## 7 意見を聞こうとする案件

## (1) 案 件 名

ア 千歳恵庭圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定の素案

イ 千歳恵庭圏都市計画区域区分の変更の素案

## (2) 案件の概要

ア 千歳恵庭圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定の案の概要

## I 都市計画の目標

## 1 基本的事項

この方針では、千歳恵庭圏都市計画区域（以下「本区域」という）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を平成22年の姿として策定する。

## ① 都市計画区域の範囲

a 区域	千歳市及び恵庭市の行政区域の一部
b 面積	千歳市 約27,570ha
	恵庭市 約16,420ha
	合計 約43,990ha

## 2 都市づくりの基本理念

本区域は、道都札幌市と苫小牧市及び室蘭市の臨海工業地帯の中間に位置し、陸、海及び空路のすべてをいかに交通の要衝地で、人口154,136人（平成12年国勢調査）を擁する地域であり、交通、工業、観光等の都市機能と恵まれた気候及び風土により農業との調和を図りながら快適な都市圏の形成に努めている。

圏域は、千歳市と恵庭市によって構成され、J R千歳線、J R石勝線、3・2・3号国道36号（国道36号）、北海道縦貫自動車道、北海道横断自動車道等によって全道各地と連携されるとともに、新千歳空港によって全国の主要地域と結ばれている。

現在、圏域では、第3次北海道長期総合計画の個性豊かな地域が連携し、世界と結び北海道を支える「道央圏」の形成に向けて取組が進められており、また、新千歳空港の国際拠点空港化が推進されている。

このような立地条件にあって、支笏洞爺国立公園に連なる水と緑豊かな自然、北海道のなかでは雪が少なく比較的温暖な気候、平坦で広大な用地、地下水をはじめとする豊富な水資源など、都市的な発展のポテンシャルに支えられ、平成5年に地方拠点都市地域の指定を受けるなど、先端的な技術開発を中心とした知識集約型産業の育成と自然と共生する、ゆとりと潤いに満ちた都市づくりを進め、北のハイテク都市の形成を目指している。

一方、まちづくりにおいては、「都市化社会」から「都市型社会」の時代を迎

えつつあり、都市の高齢化や景観形成など、「都市型社会」の新たなニーズに積極的に対応しつつ、構成市における以下のような将来像を踏まえて、安全で快適な都市生活を持続可能とする地域社会の形成を図ろうとするものである。

千歳市は、安定した地域農業の確立、先端技術産業及びパイオ関連産業を中心とした臨空型工業の積極的誘導、支笏洞爺国立公園を主とする豊かな大自然を背景とした観光産業の振興、新千歳空港等交通体系の整備充実並びに堅実な人口増加に支えられた住宅地の整備が着実に進められており、水と緑豊かな生活環境のもと、文化的で人間味あふれる国際都市の形成を目指している。

平成12年12月に議決された千歳市新長期総合計画（平成13年度～平成22年度）は、将来像を「ひと・まち きらり地球の笑顔が見えるまち千歳」としており、その実現に向けて、①心がかよい幸せを感じる都市づくり、②安全で人と地球にやさしい都市づくり、③学びあい心ふれあう都市づくり、④魅力と活力あふれる都市づくり、⑤参加と連携による都市づくりの5つの目標を設定している。

恵庭市は、食品・住宅関連産業を中心とする工業の集積や、道都圏の増加人口を収容する恵庭ニュータウン恵み野の開発により、道内でも有数な人口増加都市として成長を遂げている。

平成7年12月に議決された第3期恵庭市総合計画（平成8年度～平成17年度）は、将来像を「水と緑豊かな複合機能都市」としており、その実現に向けて、①秩序ある発展の基礎をつくる、②快適で安全な生活の場をつくる、③市民の健康と福祉をはぐくむ、④学ぶ心と文化を育てる、⑤元気な産業を育てる、⑥心ふれあう地域社会をつくる、⑦計画を推進するの7つの基本政策体系に基づき、まちづくりを推進している。

## II 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

## 1 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定める。

なお、区域区分を定めることとした根拠は以下のとおりである。

本区域は道央圏の中核的都市として、人口も堅調な増加傾向を示しており、これまでも空陸交通の要衝としての利便性や自然環境の豊かさを好条件として、先端産業や食品加工業などの企業進出が行われ、製造品出荷額等についても増加傾向にあることから、今後も農林業との調整を図りながら、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街地整備を図っていくため、本都市計画区域については引き続き区域区分を定める必要がある。

## 2 区域区分の方針

① 都市計画区域の人口及びその見直し	平成12年	153,900人
	平成22年	183,800人

② 市街化区域の人口及びその見通し	平成12年	139,100人
	平成22年	171,200人
	(保留人口10,700人を含む。)	
③ 工業出荷額及びその見通し	平成12年	4,018億円
	平成22年	5,306億円
	(平成12年価格)	
④ 市街化区域のおおむねの規模	平成12年	4,956ha
	平成22年	4,956ha
	(保留フレームに対応する市街化区域面積を含まない。)	

### III 主要な都市計画の決定方針

#### 1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### (1) 主要用途の配置の方針

###### ① 住宅地

千歳市の住宅地は、都心周辺住宅地、一般住宅地、低層住宅地及び臨森林型住宅地で構成する。

a 既存の中心商業業務地周辺には、都心周辺住宅地として、中高層住宅を主体とし、商業施設、業務施設等が適切に混在する利便性が高くにぎわいのある住宅地を配置する。

b 都心周辺住宅地の周辺、地域中心商業業務地の周辺、都市内幹線道路の沿道には、低層住宅、中層住宅を主体とし、商店や医療福祉施設など公共施設が身近に配置されるなど、利便性が高く、複合的な土地利用を図る住宅地を配置する。

c 既存住宅地の自由ヶ丘、桜木、北光、北陽、長都駅前、桂木、新星、泉沢向陽台地区及び現在において市街地整備が進められているJR長都駅周辺地区や、北信濃などの住宅市街地については、低層住宅地として、低層住宅を主体としたゆとりとおちつきのある住宅地を配置する。

d 泉沢向陽台等には、臨森林型住宅地として、市街地周辺の森林環境をいかしたゆとりと潤いのある住宅地を配置する。

恵庭市の住宅地は中心商業・業務地及び地域中心商業・業務地周辺住宅地、一般住宅地、専用住宅地で構成する。

a 中心商業・業務地及び地域中心商業・業務地周辺は、中高層住宅を主体とした商業・業務施設等の混在する利便性の高い住宅地とする。古くから市街地を形成している住宅地は、商業・業務機能の強化、公営住宅の建替え、住宅地の更新などに合わせ高度利用を促進し、細路街などの地区環境改善を図る。

b 中心商業・業務地及び地域中心商業・業務地周辺住宅地の周辺及び都市内幹線道路の沿道は、低・中層住宅を主体とし、商業施設や公共施設などが適切に配置され、利便性のよい落ち着いた住宅地とする。

また、都市基盤施設が未整備のまま個別開発が進められた既成市街地地区などの住宅地は、小規模地区単位できめ細かく基盤施設や生活関連施設の整備を進め、長期的な見地で環境改善を図る。

c 近年土地区画整理事業や大規模開発行為により計画的に開発整備が行われた恵み野地区などの低層住宅地は、今後とも良好な住環境を維持、保全していく。

また、新たに開発される住宅地は、地区の特性に応じ地区計画制度等を活用して用途純化を図るなどにより、良好な住環境の形成を図るとともに、地域住民の利便を確保する観点から適切な規模の商業施設の誘導に努める。

###### ② 商業地

千歳市の商業地は、中心商業業務地、地域中心商業業務地、産業支援交流業務地及び幹線道路沿道商業業務地で構成する。

a 千歳駅周辺は、中心商業業務地として、人の流れが集中し、多様な都市活動が展開される広域的、総合的な都市活動拠点の形成を図る。

b 長都駅周辺、泉沢地域中心部は、地域中心商業業務地として、中心商業業務地を補完し、市民の日常的な活動を支える都市活動拠点の形成を図る。

c 南千歳駅周辺、美々地区、流通地区付近は、産業支援交流業務地として、中心商業業務地を補完し、生産、物流、学術研究の活動を支える都市活動拠点の形成を図る。

d 3・2・3号国道36号(国道36号)及び3・3・7号中央大通沿道の北信濃から北栄及び本町にかけての幹線道路沿道は、幹線道路沿道商業業務地として交通便利性に優れた商業業務地の形成を図る。

恵庭市の商業地は、中心商業・業務地、地域中心商業・業務地、沿道商業・業務地で構成する。

a 現在漁町周辺に形成されている既存商業・業務地の機能を強化し、JR恵庭駅周辺との連携を図りながら、中心商業・業務地として、土地のポテンシャルに見合った合理的な土地利用を図る。また、恵庭の顔として個性ある商業の近代化、高度化を推進するとともに快適で親しみのある歩行者空間の整備を促進する。

具体的には商業力の集約、購買力の集積、諸施設との関連づけなど、個性豊かな自立性の高い商業基盤の再構築を目指す。

b 恵庭、島松、恵み野の地域中心商業・業務地は、日常最寄品のみならず、

健康、文化機能も取り込んだ魅力的な生活中心地区を目指す。

- c 国道等の主要幹線沿いは、沿道商業・業務地として、自動車利用者及び周辺居住者に対する日常的な商業サービス施設の整備を図る。

③ 工業地

千歳市の工業地は、地域高度技術産業集積活性化計画、千歳・苫小牧地方拠点都市地域基本計画などと整合性を図りながら新千歳空港の発展にあわせ、空港機能の強化と主要幹線道路の整備を進め、製造業、先端技術産業、流通加工機能の集積を図る。

用途の配置方針としては、北信濃地区、上長都地区、美々地区の鉄道以南に、製造、加工を主体とした内陸型の生産系工業地を配置し、流通、清流、根志越、祝梅、柏台には、広域的な交通利便性をいかした物流を主体とした物流・住居調和型工業地を配置する。

また、泉沢、柏台、美々等には、新千歳空港への近接性、緑豊かな環境をいかした、多機能複合型工業地を配置するとともに、北海道縦貫自動車道における空港ICの設置を検討することを念頭に、ICと一体的に連携を図る広域物流拠点などの形成について検討を行う。

恵庭市の工業地は、地域高度技術産業集積活性化計画及び恵庭ハイコンプレックスシティ構想の実現を目指し、既存の食品・住宅関連産業を中心とする工業集積とともに、今後は先端産業及びベンチャー企業の立地を促進していく。

恵庭テクノパークの拡張整備を進め、一般企業誘致はもとより、リサーチコアのインキュベーターなどから成長し、企業化に成功したベンチャー企業を受け入れるとともに、既存の企業が新技術を利用した新規事業を開始する場として位置付ける。

工業地のイメージも今までの製造業中心の工業群から、スポーツ・レクリエーション、公園・緑地に包まれた潤いのある環境を創出していく。

また、工業地の中で一定程度は流通業務用地として供されてきているが、今後予想される流通量の増大に対応するため、主要幹線道路沿いなどに流通業務地を配置する。

(2) 市街地における建築物の密度構成に関する方針

中心商業業務地における市役所など官公庁が立地する地区は、各機能の集積による効果を高めるため高密度利用を進め、また、百貨店、量販店、専門店などが立地する地区は、魅力あるショッピングゾーンを形成するため、商店街近代化などにより魅力ある商業空間を創造するとともに高密度利用を図る。

計画的に中層公営住宅を配置する千歳市の新富地区、花園地区、末広地区並

びに恵庭市の恵央地区の建替事業地区は、公共空間の確保を図りながら高密度利用を進める。

また、計画的に開発が進められている千歳市の泉沢地区、清流・幸福地区、北陽地区、あずさ地区、及びJR長都駅周辺地区などの住宅地、恵庭市の恵み野地区、黄金戸磯地区、牧場川沿地区などの住宅地は、低密度利用を図り、良好な居住環境の維持形成を図る。

(3) 市街地における住宅建設の方針

本区域における住宅建設については、JR長都駅周辺地区や黄金戸磯地区等において良好な宅地供給が行われているところであるが、公共賃貸住宅については、老朽化が進んでいる現状から、千歳市公共賃貸住宅再生マスタープラン及び恵庭市公共賃貸住宅再生マスタープランに基づき、建替事業を推進しているところである。

今後についても、北国の風土にあった居住環境の優れた住宅づくりや宅地供給を促進し、これからの高齢化社会に対応する時代にあった公共賃貸住宅づくりを進めるとともに、千歳市においては住宅マスタープランを策定するなど、住宅・宅地対策の充実を図るものとする。

(4) 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

① 土地の高度利用に関する方針

中心商業業務地については、有効な土地利用の促進と都市機能の向上及び建築物の不燃化を図り、あわせて公共施設の整備と良好な都市空間を確保するため、市街地再開発を促進し、高度利用を進める。

千歳市においては、JR千歳駅付近を駅前交流拠点とし、国道などの沿道では中高層の商業業務施設・住宅を主体とした都心型商業業務機能の強化や沿道商業サービス機能の強化、魅力ある商業空間を創出するために、高度利用を図る。

また、JR長都駅付近は鉄道南側の工業地と北側の住宅地からなる地域であり、地域中心機能の強化を図るため鉄道高架も含めて総合的な再整備を行う必要があり、JR長都駅を中心に駅・交通施設の整備を促進し、駅と連携した商業業務等の利便施設、公共公益施設の集積と土地の高度利用により、利便性の高い地域の拠点形成を図る。

このほか、泉沢地域のタウンセンター地区においては、地域の生活、生産活動の中心として、3・2・8号真町泉沢大通の白樺2丁目、里美2丁目付近及び3・2・8号真町泉沢大通と3・4・44号泉沢学園通の交差点付近における土地の高度利用と公共公益施設の集積による機能の充実を図る。

恵庭市においては、JR恵庭駅周辺について土地利用の高度化を推進する

とともに市の玄関口にふさわしい商業・業務機能の集積を図る。

また、千歳市の新富地区、花園地区、末広地区並びに恵庭市の恵央地区の低層公営住宅については、建替事業等の促進により高度利用を進め、居住環境の改善を図る。

② 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

千歳市のＪＲ千歳駅周辺は、商業サービス需要の高まりから、中心商業業務地として形成し、ＪＲ長都駅周辺は、利便性の高い地域の中心核として、地域中心商業業務地の形成に向けた用途転換を図る。

また、泉沢地域のタウンセンター地区周辺においては、中層住宅や商店、福祉医療施設などの公共公益施設が身近に配置される利便性が高い地区整備などを行うため、用途転換や用途の複合化について検討を行う。このほか、新千歳空港周辺地域における工業地では、空港の交通利便性を背景とした地域の優位性をより高めるための土地利用を検討し、用途転換を図る。

恵庭市のＪＲ恵庭駅周辺は、多くの人々が集い交流する活力と魅力ある地域拠点づくりを進めるため用途転換や用途の複合化を図る。

また、本区域の幹線道路沿の地区については、後背住宅地及び工業団地の環境を配慮し、地区の特性に応じた用途転換を図る。特に、現在整備が進められている３・２・６３号道央新道（道央圏連絡道路・国道３３７号）、３・２・５４号空港泉沢大通（道道泉沢新千歳空港線）、３・２・２６号美々駒里大通（道道早来千歳線）沿道においては、今後の交通需要の増大に応じた沿道整備が不可欠であり、地区の特性を最大限に生かした土地利用のための用途配置等を行うものとする。

さらに、市街地に点在する工場等不適格建築物については、移転を促進し、用途純化を図る。

③ 居住環境の改善又は維持に関する方針

既存の中心商業業務地周辺にある老朽高密度住宅地は、商業機能の集積、拡大にあわせ建替えと高度利用及び不燃化を促進し、地区環境の改善を図る。

千歳市の中心市街地地区及び周辺の住宅地については、２世帯住宅や中高層の共同住宅の建設、また中高層部分が住宅の都市型住宅や中高層住宅を主体に低層住宅、店舗、事務所等が複合する住宅地として、老朽住宅の建替を促進し、居住環境の改善を図る。

また、老朽化した公営住宅が立地する千歳市の新富地区、花園地区、末広地区並びに恵庭市の恵央地区の公営住宅については、建替事業により良好な居住環境の形成を図る。

計画的に開発が進められている千歳市の泉沢地区、清流・幸福地区、北陽

地区、あずさ地区及びＪＲ長都駅周辺地区、恵庭市の恵み野地区、黄金戸磯地区、牧場川沿地区などの住宅地は、引き続き良好な居住環境の維持形成に努めることとする。

④ 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

本区域の市街地部では、千歳川や漁川をはじめとする多くの河川が市街化区域を貫流し、市街地の縁辺部も含めて自然環境が多く残されていることが特徴である。このことから、市街地整備に当たってもこれらの環境を生かしていくことを基本に、市街地の水辺、樹林、斜面等の緑地については、都市として守るべき緑地であり、都市の貴重な自然環境として、計画的に保全活用を図るものとする。

(5) 市街化調整区域の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち、集团的農用地や国・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域、実施を予定している区域などについては、健全な農業の維持と発展を図るためにも、今後とも優良な農用地として、その保全に努め、特に、農用地利用計画の中で、農振法第１０条第３項の規定に基づき、農用地区域として定められたものについては「農業上の利用を図るべき土地」として、市街化区域の拡大の対象とはしない。

千歳市の北東部は優良な農業地域となっており、都市地域との整合を図りながら、生産性が高く魅力ある農業経営をめざすものとし、農業基盤の整備や農業と他産業との結びつきを深める複合的産業化を進めるなど、農村環境の一層の整備を図る。

また、恵庭市においても、農用地は、市民に新鮮な農作物を提供する生産の場であると同時にその生産の仕組みを通じてまち全体の土地や、水、緑の環境を守り、土に親しむ機会を提供する貴重な生涯学習の場であることから、このような重要な役割を果たしている農業地域においては、都市地域との調和や交流に配慮しながら保全を図る。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

崖地や傾斜地などの災害の発生のおそれがある地区については、市街化を抑制するとともに緑化を促進し、保全に努め災害の防止を図る。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

市街地の周辺にある保安林や千歳市の蘭越地区周辺の樹林地及び恵庭市の西島松地区南側にある環境緑地保護地区の既存樹林地等にあつては、良好な自然環境は後世に継承すべき貴重な市民の財産であることから、その良好な風致景観を維持し、保全を図る。

## ④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

本区域は、北海道の市部においても有数の人口増加地域であり、都市化の熟度に合わせ、増加人口の受け皿地となる新たな住宅地について、環境保全上の観点に十分配慮し、農林業との十分な調整を図りつつ、市街地整備の見通しが確実にあった段階で市街化区域への編入を予定することとする。

千歳市においては、JR長都駅周辺での市街地開発が進められており、この地区と接する北信濃周辺地区や、既に周辺の市街地が成熟しているものの、市街化調整区域となっている北光地区及び桂木地区について、住居系の計画的な市街地整備の検討を行う。

恵庭市においては、西島松地区及び北柏木・柏陽町地区について、住居系の計画的な市街地整備の検討を行う。

市街化調整区域内での都市的土地利用については、農業や林業などの産業振興や過疎化対策など地域振興の方策として検討するものであり、市街化区域縁辺部における宅地供給などの都市的開発については、人口推計や産業の見通しに基づき、原則として市街化区域への編入により対応する。

また、農業地域等における各活動拠点での公共公益施設を中心とした生活拠点の充実、国道や道道沿道での景観形成の視点や沿道サービス施設など有効利用の観点、グリーンツーリズムをはじめとする都市地域と農村地域の新たな交流の促進など、市街化区域では達成できない特有の開発や土地利用については、関連法令の規定に基づき、地区計画制度や開発許可制度等による対応を今後検討していく。

千歳市における既存宅地制度の廃止に伴う対応としては、新たな市街地整備を予定せず、市街化区域との近接度や都市基盤整備の状況を客観的に捉え、その状況の維持が不可欠かつ許容される地区について、住民等の権利を守ることを目的として、法令の規定に基づく道条例による地区指定を検討し、一定の開発行為の許可が可能な体制を整える。

## 2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

## (1) 交通施設

## ① 基本方針

## a 交通体系の整備の方針

本区域は、北海道の空の玄関である新千歳空港を擁し、本道の政治経済及び文化の中心である札幌と、開発の進む苫小牧東部工業基地の中間に位置し、交通結節点としての機能を持ち、臨空港型工業都市、観光都市及び道央都市圏における広域的な都市機能を分担する都市として発展を続けている都市計画区域である。

本区域の交通体系は、北海道縦貫自動車道、北海道横断自動車道、3・2・63号道央新道（道央圏連絡道路）、3・2・3号国道36号（国道36号）、3・3・10号駅大通（国道337号）が主要幹線道路として広域交通の骨格を構成し、さらに、JR千歳線、石勝線が道内の主要都市へ連絡するなど、交通の要衝となっている。

一方、交通の主流である自動車交通については、本区域を縦貫している3・2・3号国道36号（国道36号）が、室蘭、苫小牧方面と札幌、小樽方面を結ぶ主要幹線道路である。

このような状況を踏まえ、本区域の交通体系は、交通環境の改善を図るとともに、各種交通機関の結節点として都市機能の充実を目指し、以下の基本方針を基に総合的な交通施設の整備を進める。

ア 今後とも増大する広域交通及び域内交通需要に対しては、各種交通機関の適切な機関分担と有機的な連携を図るため、総合的な交通体系の確立を目指す。

イ 施設整備に当たっては交通需要に応じて計画的・段階的整備を行うとともに、生活様式の多様化への対応、安全性や環境との調和の向上、高齢化社会を踏まえたバリアフリー化の推進など、活力と潤いのある都市環境の確保に努める。

ウ 公共交通については、駅周辺における交通結節点の整備充実、ノンステップバスなどの低床バスによるバリアフリー化の推進、さらにはコミュニティバスの導入などにより、フレキシブルな交通体系を確立する。

エ 新千歳空港の施設整備及び臨空港型工業地等の開発に伴う発生集中交通に対処するため、各種交通機関の結節点強化を図るなど、交通体系の運営管理にも十分配慮した効率的な総合交通体系の確立を目指す。

## b 整備水準の目標

交通体系については、広域的かつ長期的視点にたつて整備を図っていくものとするが、道路については、当面次のような整備水準を目標として整備を進める。

街路網については、広域交通に対応する骨格街路網の全線整備を目指すとともに、都市内の幹線街路網は各街路機能に応じて段階的な整備を進め、将来の幹線街路網密度がおおむね $3.4\text{km}/\text{km}^2$ となるように都市計画道路の整備を図る。

## ② 主要な施設の配置の方針

## a 道路

広域的な観点から、迅速かつ円滑な自動車交通を確保するため、新た

に札幌・千歳・帯広方面をネットワークする北海道横断自動車道、札幌・石狩方面と千歳・新千歳空港をネットワークする3・2・63号道央新道（道央圏連絡道路・国道337号）の整備を促進するとともに、北海道縦貫自動車道における空港ICの設置を検討する。

新たに市街地開発事業などにより発生する交通需要に適切に対応するため、3・2・3号国道36号（国道36号）、3・4・18号支笏湖通（道道支笏湖公園線）、3・2・54号空港泉沢大通（道道泉沢新千歳空港線）、3・2・26号美々駒里大通（道道早来千歳線）、3・4・103号川沿大通（道道恵庭岳公園線）、3・4・123号団地中央通（道道恵庭栗山線）等において交通環境の改善や整備を促進するとともに、千歳バイパス、羊ヶ丘通延伸の配置について検討を行い、さらに、これら主要幹線道路を補完し、都市の骨格を形成するよう格子状に、泉沢新アクセス道路、3・4・21号9線通、3・4・50号28号通、3・5・33号鉄北通、3・4・107号恵南柏木通、3・4・111号基線通、3・4・123号団地中央通などの幹線道路の整備を推進する。

また、広域的な連携を図る3・3・106号島松大通の延伸を計画する。

住区レベルの道路については、近隣住区内の幹線となる補助幹線道路やそれに連絡する住区内の主要な区画道路の整備を促進する。

千歳市の市街地の鉄道による著しい交通渋滞の解決のため、JR長都駅周辺地区での鉄道の高架化を検討する。

また、恵庭市においても都市形成の成熟度をふまえて、適切な時期に鉄道の高架化の検討を行う。

サイクリングロードについては広域での自治体連携等によるサイクルネット構想が検討されていることから、広域自転車道の整備促進を図る。

#### b 駐車場・駐輪場

駐車場・駐輪場については、駅周辺における駐車場・駐輪場需要に対応するため効率的な駐車場・駐輪場を検討する。

#### c 自動車ターミナル

郊外と都市とを結ぶバス輸送を円滑に処理するため、千歳駅周辺にバスターミナル機能を設け、交通結節点としての利便性の向上を図る。

#### d 空港

航空機の大型化、高速化及び年々増大する航空需要に対応するとともに、国内幹線空港としてだけでなく、わが国の北の国際拠点空港として、今後とも増加の見込まれる国内、国際航空旅客及び貨物の需要に対応できる新千歳空港の整備促進を図る。

また、空港機能を補完するため、新千歳空港周辺の土地の有効利用を図る。

#### ③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は、次のとおりである。

##### a 道路

- 北海道横断自動車道の整備を促進する。
- 3・2・63号道央新道（道央圏連絡道路・国道337号）の整備を促進する。
- 3・2・54号空港泉沢大通（道道泉沢新千歳空港線）の整備を促進する。
- 3・2・26号美々駒里大通（道道早来千歳線）の拡幅整備を促進する。
- 3・4・123号団地中央通（道道恵庭栗山線）の立体交差化及び路線の整備を促進する。
- 3・4・21号9線通、3・4・50号28号通、3・5・33号鉄北通、3・4・107号恵南柏木通、3・4・111号基線通、3・4・123号団地中央通などの整備を図る。

##### b 空港

新千歳空港の第3期部分の早期完成を図るとともに、空港周辺の環境整備を進める。

#### (2) 下水道及び河川

##### ① 基本方針

##### a 下水道及び河川の整備の方針

近年における都市化の進展は、市街地の保水遊水機能の低下による中小河川の氾濫、雨水排水施設の整備の立ち遅れによる浸水被害などの問題をもたらしている。

このため、土地利用計画と河川及び下水道の整備計画との整合をもたせ、総合的な治水対策などに努める。

##### ア 下水道

生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水被害の防除を図り、都市の健全な発展と衛生環境の向上に資するため、下水道整備を促進する。

##### イ 河川

河川については、流域の現況や洪水特性を踏まえ、積極的に治水施設などの整備を促進するとともに、市街地の開発にあっては、流域が本来有している保水、遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画など

を勘案し、総合的な治水対策に努めるとともに、自然環境の保全に努める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

本区域における下水道の整備は将来の土地利用計画と整合を図りながら、公共下水道により整備する。

公共下水道の普及率は平成12年度末で千歳市が97.4%、恵庭市が95.2%であり、引き続き市街地の普及を目指し、整備促進を図る。

イ 河川

河川については、市街地の進展に伴う土地利用の変化、市街地の拡大等による流出量の増大に対する安全性の確保に十分配慮するとともに、市街地の公園緑地とネットワークを強めて、河川の持つ利水親水性の向上に努め、河川整備を促進する。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

本区域における都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、千歳市を排水区域とする千歳公共下水道及び恵庭市を排水区域とする恵庭公共下水道の整備を図る。

千歳公共下水道については、処理水量の増大に伴い千歳市浄化センターの整備を進め、未整備地区内の普及を図るとともに、適切な改築更新を図る。

恵庭公共下水道については、処理水量の増大に伴い処理場の整備を進めるとともに、合流地域の改善を図る。雨水処理については河川改修整備の進捗を踏まえ、市街地整備との整合を図りながら、雨水貯留機能を備えた流出抑制対策を計画する。

b 河川

ア 千歳川、長都川、漁川、島松川、柏木川、ユカンボシ川などの河川は、治水上の安全性を確保するために、市街地整備との整合を図りながら、順次整備促進を図るとともに、河川環境の保全、親水性に配慮した潤いのある河川空間の創出に努める。

美々川については、自然環境の保全に努める。

イ 流域の地形特性、土地利用状況、洪水被害の実態を踏まえて、それぞれの地域に適合した流域対策に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は、次のとおりである。

a 下水道

千歳公共下水道では、千歳川左岸地区の各幹線管渠及び千歳市浄化センターの整備を行うとともに、老朽化した下水道施設の改築更新を図る。

恵庭公共下水道では、処理水量の増大に伴い処理場の整備を行う。雨水処理について、河川改修により整備された河川と、市街地整備との整合を図りながら、雨水貯留機能を備えた流出抑制対策を講じた整備について計画し、幹線管渠の整備を図る。また、老朽化した下水道施設の改築更新を図る。

b 河川

河川については、1般河川では、千歳川、長都川、漁川、島松川、柏木川、ユカンボシ川などの河川整備を促進する。

(3) その他の都市施設

① 基本方針

a ごみ処理施設

本区域のごみ処理については、衛生的な都市環境の保全を図るため、清掃思想の啓発を通じ、市民の理解と協力を得ながら、ごみの減量化、再資源化の促進を図るとともに、計画的な収集処分、リサイクル体制の確立を図り、収集業務の推進とごみの適正処理を推進し、併せて長期的視点に立ちながら廃棄物処理施設の整備を図る。

特に恵庭市においては、北海道のごみ処理広域化計画を踏まえ、広域によるごみ処理体制を道央地域ごみ処理広域化推進協議会による「ごみ処理広域化施設整備基本方針」を策定する中で、「ごみ処理広域化施設」の整備を予定する。

② 主要な施設の配置の方針

a ごみ処理施設

千歳市のごみ処理施設は、中間処理施設として破碎処理施設、焼却処理施設及びリサイクルセンターが各1施設、隣接して埋立処分場をそれぞれ美々地区に設置しており、当分の間、この処理体制を維持する。

恵庭市のごみ処理施設についても、中間処理施設として破碎処理施設及びリサイクルセンターが各1施設、最終処分施設として埋立処分場が設置されており、当分の間この処理体制を維持する。しかし、昭和54年5月より稼働を開始していたごみ焼却施設が平成9年改正施行の廃棄物の処理に関する法律に規定するダイオキシン類排出基準値及び施設の構造・維持管理基準を満たすことができず、平成14年11月30日に運転を停止した。

このことから、可燃ごみの処理について、道央地域ごみ処理広域化推進協議会（2市4町による構成）において取り組むこととする。そのため、当面、可燃ごみ処理施設が整備されるまでの間は盤尻地区に設置されている埋立処分場において処理する。

③ 主要な施設の整備目標

恵庭市では、ごみ焼却施設の閉鎖に伴う「ごみ処理広域化施設」について、道央地域ごみ広域化推進協議会（2市4町による構成）における配置計画により、平成17年度から施設整備を計画し、平成20年度から供用開始できるように努める。

3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域の中心商業業務地については、商業業務機能のより一層の集積と拡大を図るため、市街地再開発事業などにより、土地利用の高度化を図るとともに、商店街の近代化を進め、魅力的で快適な都市空間の確保に努める。

既成市街地の住宅地については、新たな環境阻害要因の侵入を排除するとともに、都市基盤施設及び生活環境施設が未整備な地区については、計画的に面的整備を促進し、土地利用の増進と良好な居住環境の創出を図る。

また、市街地内に残存する未整備未利用地については、公的な土地利用計画及び都市施設整備計画の具体化に合わせ、民間の活力を計画的に導入するとともに、地区計画制度の活用により土地利用の増進を図る。

市街化進行地域については、土地区画整理事業などによる計画的開発を進め、公共施設の整備及び土地利用の増進を図るものとし、残存する未整備未利用地については、周辺地区と調和のとれた計画的開発を誘導し、地区計画制度の活用など無秩序な市街化の防止を図る。

新市街地については、積極的に土地区画整理事業などによる計画的開発を進め、秩序ある市街地の形成を図る。

(2) 市街地整備の目標

千歳市においては、JR千歳駅周辺での公共交通機関による交通結節機能の充実を目的とするJR千歳駅周辺整備事業を推進し、中心市街地地区における交流拠点にふさわしい、快適な歩行者空間の確保と景観形成を進めるとともに、市街地の開発においては、勇舞地区、みどり台地区及び勇舞第二地区の土地区画整理事業の推進により、低層住宅を主体とした良好な住宅地供給を行う。

また、恵庭駅周辺は、土地利用の転換や高度利用を促進し、恵庭駅との連携を図りながら、土地のポテンシャルに見合った合理的な土地利用と商業・

業務機能の集積を図るためにも、市街地開発事業による再整備等を推進することによって、市の玄関口にふさわしい快適で魅力ある中心商業・業務地としての再構築を図る。

4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

① 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本区域は、石狩平野の南端に位置し、南西部及び東部を山岳・丘陵地帯で囲まれ、区域内には千歳川・漁川をはじめとする水量豊富な清流が貫流し、郊外では広大に広がる農地が防風林の配置と程よく調和し、優れた田園景観を有している。

また、北海道の空の玄関口である新千歳空港を有し、道央ベルト地帯の中央にあって、道都札幌市とも主要交通施設で結ばれ、JR長都駅周辺・美々・柏台地区及び黄金戸磯・牧場川沿地区をはじめとする都市化の進展と産業経済活動の増大が予想され、については、秩序ある都市形成と豊かな緑に包まれた環境の維持形成などについて積極的な取り組みが一層必要となっている。

このことから、豊かな自然資源と共存を図りながら、将来とも自然環境豊かな街づくりを進めていくために、

- ・住区基幹公園の優先的な整備
- ・緑豊かな運動公園の設置
- ・清流と河畔林を活かした緑の軸の育成強化
- ・市街地縁辺の樹林地の保全

等の施策が求められている。

これらの施策を進めるに当たって、緑地形態については、南北に千歳川、長都川、漁川、蘭越地区周辺の樹林地及び防風林、東西に空港周辺の樹林地及び防風林をそれぞれ骨格とした格子型を基本とする。この骨格的な緑地をはじめ自然環境に優れた美々公園や郷土性の高い漁川河川緑地の整備保全を図るとともに、基本的な緑地の形態に即応しつつ「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観構成」などの機能が総合的に発揮されるように、「緑の基本計画」に基づき、公園緑地などを適正に配置し整備を図る。

② 緑地の確保目標水準

将来市街地に対する割合	約9% (約499ha)
都市計画区域に対する割合	約2% (約750ha)

③ 住民一人あたりの都市公園等の面積

平成12年 26.9㎡/人

平成22年 35.1㎡/人

(2) 主要な緑地の配置方針

① 環境保全システムの配置方針

- a 都市における緑地の骨格を形成する緑地として、千歳川及び漁川などの河川緑地並びに青葉公園、蘭越地区周辺の樹林地及び恵庭公園等の樹林地の保全を図る。
- b 自然環境保持のため泉沢地区、豊栄神社境内等の樹林地の保全を図る。
- c 新千歳空港周辺の環境を保全するため、空港周辺に樹林地を配置する。

② レクリエーションシステムの配置方針

- a 各住区毎に近隣公園、街区公園を適正に配置するとともに、3～4住区に1ヶ所の地区公園を配置し、子供の遊び場や青壮年又は老人の身近な運動、休養の場の整備を図る。
- b 住民の休養、休息、運動、教養、自然、文化とのふれあい等を通じて、住民の健康の維持・増進、文化活動の涵養等に資するように、総合公園、運動公園の整備を図る。
- c レクリエーション利用効果を高めるとともに、日常の通勤買い物等に利用される緑道の整備を図る。
- d 貴重な水辺空間である千歳川、漁川等の河川敷を多目的なレクリエーションの場として利用を図る。
- e 河川のもつ優れた生態や風致機能の増進を図り、開拓記念公園及び観光レクリエーションの場となるサーモンパークを配置し、整備を図る。

③ 防災システムの配置方針

- a 地震・火災などの災害時の避難地として、公園緑地の整備を図り、千歳川、漁川、その他河川緑地を防災帯として配置するほか、緑道を避難路として配置する。
- b 美々地区、戸磯地区などの工業団地周辺及び工業地と住宅地が隣接する地域については緩衝緑地を配置し、整備を図る。
- c 空港周辺に大規模な防音などに資する緩衝樹林を配置する。
- d 土砂流出、崩壊等による災害を防止するため、北信濃地区及び西島松地区の斜面緑地の保全を図る。

④ 景観構成システムの配置方針

- a 街並みの背景となる青葉公園から蘭越地区周辺にいたる樹林地、恵庭公園内の森林、北信濃地区及び戸磯地区の防風林などの保全を図る。
- b 都市景観として、サーモンパーク、グリーンベルトの保全・活用と漁

川河川緑地の整備を図る。

- c 郷土景観として意識の高い、遺跡や寺社と一体的な樹林地の整備、保全を図る。
- d 市街地内及び空港アクセス沿道においては、街路樹の植栽や広幅員道路の緑化とあわせ、緑道を配置するなど都市景観の向上に資する緑地の整備を図る。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

① 公園緑地等の整備目標及び配置方針

a 整備目標

ア 街区公園	平成12年	3.0㎡/人
	平成22年	3.1㎡/人
イ 近隣公園	平成12年	2.5㎡/人
	平成22年	2.9㎡/人
ウ 地区公園	平成12年	2.3㎡/人
	平成22年	2.2㎡/人
エ 総合公園	平成12年	10.0㎡/人
	平成22年	8.4㎡/人
オ 運動公園	平成12年	0.4㎡/人
	平成22年	1.5㎡/人
カ その他の公園緑地等	平成12年	8.6㎡/人
	平成22年	17.0㎡/人

b 配置方針

- ア 街区公園 誘致距離の標準を250mとして配置する。
- イ 近隣公園 1住区1箇所を標準として配置する。
- ウ 地区公園 3～4住区に1箇所配置するものとし、9箇所確保を図る。
- エ 総合公園 青葉公園、美々公園、恵庭公園及び恵み野中央公園の4箇所を配置する。
- オ 運動公園 千歳市に1箇所（青空公園）、恵庭市に1箇所配置する。

カ その他の公園緑地等

特殊公園として開拓記念公園、柏木レクリエーション施設など6箇所を配置、緑地として上長都緑地、漁川河川緑地や緑道などを配置、墓園については2箇所を配置し整備を図る。

② 緑地保全地区等の指定目標及び指定方針

a 指定目標

ア 風致地区 平成22年 約105.5ha

b 指定方針

ア 風致地区 都市における良好な風致を維持するため、千歳川周辺など3箇所の指定を図る。

イ 緑地保全地区 良好な都市環境に資する樹林地等の指定を図る。

(4) 主要な緑地の確保目標

① おおむね10年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

千歳市では、おおむね10年以内に整備すべき主要な公園緑地等などについては、運動公園として青空公園の整備を予定する。

恵庭市では、おおむね10年以内に整備すべき主要な公園緑地等については、「恵庭市緑の基本計画」による配置計画に基づき公園等の公共空地の整備を予定する。

また、西島松北地区に都市計画墓園を計画する。

② おおむね10年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区

本区域での、緑地保全地区等については、指定目標及び指定方針に従い、計画的に指定について検討し、逐次、都市計画を定め、その保全を図るものとする。

イ 千歳恵庭圏都市計画区域区分の変更の案の概要

- (ア) 市街化区域に編入する土地の区域 なし
- (イ) 市街化調整区域に編入する土地の区域 なし
- (ウ) 市街化区域への編入を保留する土地の区域 なし
- (エ) 変更の内容

① 区域 (ha)

	前回計画	今回計画
都市計画区域	43,990	43,990
市街化区域	4,956	4,956

② 人口 (千人)

	都市計画区域	市街化区域	保留人口
平成12年	153.9	139.1	-
平成22年	183.8	160.5	10.7

8 決定及び変更の理由

改正都市計画法に基づき、新たに都市計画区域毎の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定め、また、その中で区域区分の決定の有無について「有」と決定することに伴い、同時に区域区分の変更しようとするものである。

9 公聴会に関する照会先

- 北海道建設部都市計画課 札幌市中央区北3条西6丁目(郵便番号 060 - 8588)  
電話 011 - 231 - 4111 (内線 29 - 817)
- 千歳市企画部まちづくり推進課 千歳市東雲町2丁目34番地(郵便番号 066 - 8686)  
電話 0123 - 24 - 3131 (内線 301)
- 恵庭市企画財政部都市計画課 恵庭市京町1番地(郵便番号 061 - 1498)  
電話 0123 - 33 - 3131 (内線 2331)

北海道告示第1217号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成15年7月8日

北海道知事 高橋 はるみ

1 室蘭圏都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路
- (2) 都市計画を定めた土地の区域

種別	名称	起点	終点	主な経過地
幹線街路	3・3・303号登別温泉通	登別市登別東町1丁目	登別市温泉町	登別市中登別町

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

2 帯広圏都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路
- (2) 都市計画を定めた土地の区域

種別	名称	起点	終点	主な経過地
幹線街路	3・4・207号札内南大通	幕別町札内青葉町	幕別町札内桂町	幕別町札内中央町

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

3 美唄奈井江都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路  
 (2) 都市計画を定めた土地の区域
- | 種 別  | 名 称           | 起 点      | 終 点      | 主な経過地    |
|------|---------------|----------|----------|----------|
| 幹線街路 | 3・4・102号14号東通 | 奈井江町字奈井江 | 奈井江町字奈井江 | 奈井江町字奈井江 |
- （縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

北海道告示第1218号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した。  
 平成15年7月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- 組合の名称 幕別町札内北栄土地区画整理組合
- 事務所の所在地 中川郡幕別町札内北栄町152番地
- 事業施行期間 平成15年3月24日から平成23年3月31日まで
- 施行地区 中川郡幕別町札内北栄町、同札内共栄町、同札内西町の各一部
- 設立認可年月日 平成15年3月12日
- 変更の内容 事業施行期間及び資金計画の変更
- 変更認可年月日 平成15年6月30日

公 告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4号第1項の規定により北海道知事が行政書士試験の施行に関する事務を委任した財団法人行政書士試験研究センターから平成15年度行政書士試験の実施について、次のとおり通知があった。  
 平成15年7月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- 試験期日 平成15年10月26日（日）午後1時から午後3時30分まで
- 試験場所

試験地	試験場	所在地
北海道	北海学園大学 豊平校舎	札幌市豊平区旭町4-1-40
	函館北洋ビル	函館市若松町15-7
	道北経済センタービル（旭川商工会議所）	旭川市常盤通1丁目

釧路公立大学	釧路市芦野4-1-1
--------	------------

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等 （出題数 40題）	行政書士法（行政書士法施行規則を含む。）、憲法、民法、行政法、地方自治法、行政手続法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、税法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成15年4月1日現在施行されている法令に関し出題します。
一般教養（出題数 20題）	

(2) 試験の方法

- ア 試験は、筆記試験によって行います。  
 イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「一般教養」は択一式とします。

4 受験手続

- 受験期間 平成15年8月4日（月）から29日（金）まで
- 受付場所 財団法人行政書士試験研究センター  
 受験願書と一緒に配布する封筒により配達記録郵便で郵送してください（あて先は印刷されています。）。8月29日の消印があるものまで受け付けます。
- 提出書類 受験願書一式（配布場所については(5)を御覧ください。）
- 受験手数料 7,000円  
 受験手数料の納付方法については、試験案内を御覧ください。
- 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

ア 郵送配布

- 配布期間 平成15年8月1日（金）から22日（金）まで  
 郵送を希望する方は、160円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒（角2号：A4サイズ用紙が折らずに入る大きさ）を同封した上、封筒の表に「行政書士試験願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求してください（8月22日必着のこと。）。  
 名称 財団法人行政書士試験研究センター  
 住所 郵便番号 152-8799 目黒郵便局留

イ 窓口配布

配布期間 平成15年8月1日（金）から29日（金）まで

配布場所 次表に掲げる場所

試験地	配布場所	所在地	配布時間
北海道	北海道総合企画部 地域振興室市町村課	札幌市中央区北3条西6	8:45 ~17:30
	石狩支庁地域政策部振興課	札幌市中央区北3条西7	
	渡島支庁地域政策部振興課	函館市美原4-6-16	
	檜山支庁地域政策部振興課	檜山郡江差町字陣屋町336-3	
	後志支庁地域政策部振興課	虻田郡倶知安町北1条東2	
	空知支庁地域政策部振興課	岩見沢市8条西5	
	上川支庁地域政策部振興課	旭川市永山6条19	
	留萌支庁地域政策部振興課	留萌市住之江町2-1-2	
	宗谷支庁地域政策部振興課	稚内市末広4-2-27	
	網走支庁地域政策部振興課	網走市北7条西3	
	胆振支庁地域政策部振興課	室蘭市幸町9-11	
	日高支庁地域政策部振興課	浦河郡浦河町栄丘東通56	
	十勝支庁地域政策部振興課	帯広市東3条南3	
	釧路支庁地域政策部振興課	釧路市浦見2-2-54	
根室支庁地域政策部振興課	根室市常盤町3-28		
	北海道行政書士会	札幌市中央区北1条西7丁目 タキモビル2階	9:00 ~17:00

(注) 土曜日及び日曜日は配布しません。

(6) 連絡先（問い合わせ先）

財団法人行政書士試験研究センター

電話番号 03-5725-7460

5 特例措置の実施

身体の機能に著しい障害のある方は、障害の状態により必要な措置を採ることができますので、受験申込みに先立って連絡先へ早めに御相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日 時 平成16年1月15日（木）午前9時

(2) 方 法 財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）します。

また、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送します。

支 庁 告 示

北海道日高支庁告示第7号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年7月8日

北海道日高支庁長 脇田 宏 行

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 静内郡静内町木場町1丁目40番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 札幌市中央区北8条西21丁目1番10号  
マックスバリュ北海道株式会社 代表取締役 村中 誠二
- 3 開発許可年月日及び番号 平成15年2月26日 変更日建指第14-2号

北海道釧路支庁告示第3号

次の貸金業者の所在及び営業所の所在地を確知できないので、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により当該貸金業者の登録を取り消すことがある。

平成15年7月8日

北海道釧路支庁長 高橋 英 明

- 1 住 所 北海道釧路市共栄大通9丁目1番1067号K&Mビル
- 2 商 号 又 は 名 称 メルシー
- 3 氏 名 井上美智子
- 4 登 録 番 号 北海道知事(1)釧第00217号
- 5 主たる営業所の所在地 北海道釧路市共栄大通9丁目1番1067号
- 6 従たる営業所の名称及び所在地 該当なし

北海道釧路支庁告示第4号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年7月8日

北海道釧路支庁長 高橋 英 明

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 川上郡弟子屈町字仁多47番2、他6筆（第1工区）

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 川上郡弟子屈町字仁多62番地23 澁谷 幹夫
- 3 開発許可年月日及び番号 平成15年2月5日 釧建指第14 - 4号

**北海道釧路支庁告示第5号**

開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成15年7月8日

北海道釧路支庁長 高 橋 英 明

- 1 開発許可年月日及び番号 平成15年2月5日 釧建指第14 - 4号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 川上郡弟子屈町字仁多62番地1のうち（第2工区）
- 3 公共施設の種 類 排水
- 4 公共施設の位置及び区域 川上郡弟子屈町字仁多62番地1のうち（第2工区）
- 5 開発許可を受けた者の住所及び氏名 川上郡弟子屈町字仁多62番地23 澁谷 幹夫

**道教育庁石狩教育局告示****北海道教育庁石狩教育局告示第6号**

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年7月8日

北海道教育庁石狩教育局長 大 内 主 計

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）  
パーソナルコンピュータ 一式 9台（知的障害高等養護学校）
- (2) 調達を要する物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 契 約 期 間 平成15年9月1日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で平成20年8月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- (4) 納 入 期 日 平成15年9月1日（月）
- (5) 納 入 場 所 北海道札幌高等養護学校
- 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申 請 の 時 期 平成15年7月8日から18日まで
- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8549 札幌市中央区北3条西7丁目  
北海道教育庁石狩教育局企画総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局企画総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館6階 北海道教育庁石狩教育局会議室（送付による場合は、郵便番号 060 - 8549 北海道教育庁石狩教育局企画総務課）
- (2) 入 札 日 時 平成15年8月6日（水）午前10時（送付による場合は、平成15年8月5日までに必着のこと。）
- (3) 開 札 場 所 (1)と同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)と同じ。
- 6 入 札 保 証 金  
入札保証金は、免除する。
- 7 一連の調達契約に関する事項  
この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- (1) 名称及び数量（1月当たりの単価）  
ア パーソナルコンピュータ 一式 42台×3校（普通科高等学校）

- イ パーソナルコンピュータ 一式 9台×2校（高等養護学校及び高等盲学校）
- (2) 予 定 時 期  
ア及びイ 平成15年10月ごろ
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 4に同じ。  
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 9 落札者の決定方法  
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 10 契約書作成の要否  
要
- 11 そ の 他
- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い  
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
ア 名 称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課  
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8549 北海道札幌市中央区北3条西7丁目  
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 34 - 515
- (4) 契約の手続において、使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。  
(6) この入札の執行は、公開する。  
(7) 詳細は、入札説明書による。
- 12 Summary

- A . Nature and quantity of the products to be procured :  
Personal Computer 9 1 set
- B . Bidding date and time :  
10 : 00 A. M., August 6, 2003  
(If mailed, bids must arrive no later than August 5)
- C . Contact  
Accounting Division, General Affairs Department,  
Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education Nishi 7, kita  
3, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8549, Japan  
Phone : 011-231-4111 Extension 34-515

### 道 監 査 委 員 告 示

#### 北海道監査委員告示第4号

平成6年監査委員告示第2号（北海道監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程）の一部を次のように改正する。

平成15年7月8日

北海道監査委員 石井孝一  
北海道監査委員 伊藤政信  
北海道監査委員 前田栄一  
北海道監査委員 徳永光孝

第5条の見出し中「郵送」を「郵送等」に改め、同条第1項中「郵送」の次に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による送付（以下「郵送等」という。）」を加える。

第11条（見出しを含む。）及び第16条（見出しを含む。）中「郵送」を「郵送等」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成15年7月8日から施行する。

### 道 監 査 委 員 公 表

#### 監査公表第7号

地方自治法第199条第4項の規定により行った平成14年度に係る監査の結果を次のとおり

公表する。

平成15年7月8日

北海道監査委員 石 井 孝 一  
 北海道監査委員 伊 藤 政 信  
 北海道監査委員 前 田 榮 一  
 北海道監査委員 徳 永 光 孝

第1 監査の概要

1 監査実施部局及び監査実施期間

監査は、公営企業会計に係る11部局について、平成14年11月から平成15年5月までの間に実施した。

2 監査の主眼

監査は、平成14年度に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、次の事項に重点を置いて実施した。

(1) 合規性の視点

- ア 各種債権の収入確保について
- イ 旅費の執行について
- ウ 前渡資金の執行について
- エ 業務委託・物品借上・物品購入に係る契約の執行について
- オ 公共工事に係る入札・契約手続について
- カ 工事（技術）の執行について
- キ 補助事業及び委託事業の執行について

(2) 経済性、効率性及び有効性の視点

経営の健全化について

3 監査の実施方法

(1) 監査は、監査実施部局すべてについて、実地監査により実施した。

会 計 区 分	監 査 実 施 部 局
病 院 事 業 会 計	保健福祉部 道立病院 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般疾患の治療病院 江差病院、寿都病院、紋別病院、北見病院、羽幌病院</li> <li>・主として精神・神経疾患の治療病院 緑ヶ丘病院、向陽ヶ丘病院</li> <li>・主として結核性疾患の治療病院 釧路病院、苫小牧病院</li> </ul>

電気事業会計及び 工業用水道事業会計	企業局
-----------------------	-----

(2) 監査については、監査実施部局から監査資料の提出を求め、抽出の方法により事務事業を選定し、決定書、支出（支払）証拠書類、その他関係書類についてその内容を確認するとともに、関係職員から聞き取るなどの方法により実施した。

第2 事業の概要

1 病院事業会計

本事業は、医療を行い、道民の健康保持に資することを経営の基本として、一般疾患の治療を担う病院5箇所（病床数728床）、主として精神・神経疾患の治療を担う病院2箇所（病床数470床）及び主として結核性疾患の治療を担う病院2箇所（病床数282床）において経営を行っており、当年度の入院延べ患者数は339,731人で、年度当初の計画（業務予定量）363,175人に対して93.5パーセント、外来延べ患者数は601,161人で、年度当初の計画（業務予定量）636,510人に対して94.4パーセントとなっている。

これらの業務に従事している職員数は、平成15年3月31日現在、1,042人となっている。

2 電気事業会計

本事業は、主として河川総合開発の一環として電源開発を行い、道民経済の発展に資することを経営の基本として、8箇所の発電所において電力の供給を行っており、当年度の販売電力量は254,399,150キロワット時で、年度当初の計画（業務予定量）284,908,000キロワット時に対して89.3パーセントとなっている。

これらの業務に従事している職員数は、平成15年3月31日現在、68人となっている。

3 工業用水道事業会計

本事業は、産業立地条件の整備の一環として工業用水の供給を行い、道民経済の発展に資することを経営の基本として、5箇所の工業用水道において供給を行っており、当年度の給水量は87,340,964立方メートルで、年度当初の計画（業務予定量）87,037,950立方メートルに対して100.3パーセントとなっている。

これらの業務に従事している職員数は、平成15年3月31日現在、42人となっている。

第3 監査の結果

1 監査結果の区分

監査の結果については、是正又は改善を求めることとした事項を、次により指摘事項、指導事項及び検討事項に区分した。

なお、指摘事項については、部局名を記載することとした。

〈指摘事項〉

- ア 法令、条例、規則、通達に違反しているもの

- イ 収入確保に適切な措置を要するもの
- ウ 予算を目的外に支出しているもの
- エ 予定価格の積算に誤りがあり、損害が生じているもの
- オ 経済性、効率性、有効性の見地から改善を要するもの
- カ 経営の健全化を図る必要があるもの又は事業の管理運営に改善を要するもの
- キ 火災等による事故が生じているもの

〈指導事項〉

上記のうち軽易と認められるもの

〈検討事項〉

改善を求める事項の発生が制度に起因していると認められるものなどで、その改善について検討を要するもの

2 監査結果

監査の結果、指摘事項、指導事項及び検討事項としたものは、次のとおりである。

区 分	財 務 に 関 す る 事 項						経営に 関する 事 項	計
	収 入	支 出	契 約	固 定 資 産	物 品	その他		
指摘事項(件)			1		1	1	3	6
指導事項(件)	6	1	8	3				18
検討事項(件)			1					1
計 (件)	6	1	10	3	1	1	3	25

第4 監査結果の概要

1 財務に関する監査結果の概要

(1) 収入に係る事項

〈指導事項〉

- ア 診療料が納期限までに納入されないときは、30日以内に督促状により督促しなければならないが、この事務処理が行われていないものがあった。
- イ 診療料が督促状で指定した期限までに納入されないときは、文書等により催告を行い、滞納金の徴収を行わなければならないが、この事務処理が行われていないものがあった。
- ウ 診療料を督促状の指定期限後に収納したときは、未収金整理簿に延滞金額等を記載しなければならないが、この事務処理が行われていないものがあった。
- エ 診療料の納入義務が時効により消滅したときは、消滅した月内に不納欠損処分を行わなければならないが、この事務処理が行われていないものがあった。

オ 時効により不納欠損処分を行った診療料について、時効成立までの間にとるべき徴収事務が適切に行われていないものがあった。

(2) 支出に係る事項

〈指導事項〉

臨時職員の賃金の支給において、日額単価を誤って支給したことから、過払いとなっているものがあった。

(3) 契約に係る事項

(3)- 1 需用費

〈指導事項〉

ア 薬品購入の単価契約等において、指名競争入札参加者の指名は、原則として7人以上としなければならないが、7人以上の指名が可能であったにもかかわらず、5人又は2人の指名となっているものがあった。

イ 医療機器の修理契約において、1件の契約金額が70万円以上のときは、請書等を徴取しなければならないが、この請書等を徴していないものがあった。

(3)- 2 役務費

〈指導事項〉

被服等の洗濯の単価契約において、指名競争入札参加者の指名は、原則として7人以上としなければならないが、7人以上の指名が可能であったにもかかわらず、2人のみの指名となっているものがあった。

(3)- 3 委託料

〈指摘事項〉

感染性廃棄物処理業務の委託契約において、指名競争入札を行うときは、予定価格を定め予定価格調書を作成しなければならないが、予定価格が定められていなかった。(寿都病院)

〈指導事項〉

ア 感染性廃棄物処理業務の委託契約において、受託可能な業者が複数あり、競争入札を行うべきであるにもかかわらず、1人の者からの見積書の徴取により随意契約をしているものがあった。

イ 廃棄物処分業務の委託契約において、原則として2人以上の者から見積書を徴取しなければならないが、特別の理由がないのに、見積書の徴取が1人の者のみとなっているものがあった。

ウ 臨床検査業務の単価契約において、単価に検査予定件数を乗じて得た金額が100万円を超えており、競争入札を行うべきであるにもかかわらず、随意契約としているものがあった。

〈検討事項〉

清掃業務などの委託契約において、予定価格の算定に用いる間接経費率が、病院間で大きな差が生じているので、適切な間接経費率について検討する必要がある。

(3)- 4 使用料及び賃借料

〈指導事項〉

寝具類の賃貸借単価契約において、予定価格の制限内の価格で契約をしなければならないが、予定価格を超えた単価で契約しているものがあつた。

(4) 固定資産に係る事項

〈指導事項〉

ア 固定資産を取得したときは、取得した年度において資産として計上しなければならないが、取得年度に資産計上されていないものがあつた。

イ 借り受け期間が1年を超える土地、建物等については、自己所有の固定資産の管理に準じて台帳を作成し、現況を確認するなどの資産の適正な管理を行わなければならないが、借受物件台帳を作成していないものがあつた。

ウ 土地及び建物の管理に当たっては、登記が適正に行われているか、実測図等の図面が備えられているかの確認を行わなければならないが、これが行われていないものがあつた。

(5) 物品に係る事項

〈指摘事項〉

貯蔵品の管理において、たな卸しの結果、貯蔵品台帳の記録と現品に184万6,407円の不符合があつた。 (企業局)

(6) その他の事項

〈指摘事項〉

医療事故が発生し、賠償金として1件、1億7,651万6,762円の支出があつた。 (紋別病院)

2 経営に関する監査結果の概要

(1) 病院事業会計

病院事業は、患者数の減などにより医業収益が減少し、また、医業費用は医薬材料費などが減少したものの損害賠償金の支払いなどがあり、当年度の純損失は、前年度に比べ184,524千円増加の1,999,236千円となり、この結果、53,250,398千円にのぼる累積欠損金が計上され、極めて厳しい経営状態にある。

経営の健全化を図るため、平成10年度に策定した「北海道病院事業経営計画」に基づき、より満足される患者サービスの提供、意欲ある人材の育成とコミュニケーションを重視した組織づくり、より効率的な病院経営の推進、優秀な医師等スタッフの確保及び病院施設や医療機器の計画的な整備を基本目標に掲げて、臨床工学技士の配置による医療機能の充実、職員研修の充実による職員の経営参加意識の高揚、後発医薬

品の採用によるコストの削減、整理強化月間設定による未納診療費徴収の促進などの取組が行われている。

しかし、医師が不足していることや長期に定着しないこと、理学療法士等の医療技術者が不足していることなどにより、患者との信頼関係や医業収益の確保に支障が生じていることから、医師等医療技術者の安定的な確保を図るとともに、患者サービスの一層の向上に努め、収益の確保に積極的に取り組むことが必要である。

また、職員給与比率が他都府県と比較して高くなっていることなどから、費用の節約効果が期待できる給食業務やボイラー業務などの民間委託をより一層推進する必要がある。

医療機関を取り巻く環境の変化や経営面における厳しい状況を踏まえ、「北海道病院事業経営計画」が平成15年3月に改定され、各道立病院の役割と、それに応じた経営改善のための方針や年度ごとの収支の目標値などが定められたが、今後、この改定計画に基づき、改善方策を効率的、効果的に実施し、目標達成度の評価を行うなど、計画の進行管理を適切に行いながら、着実に経営改善を推進すべきである。

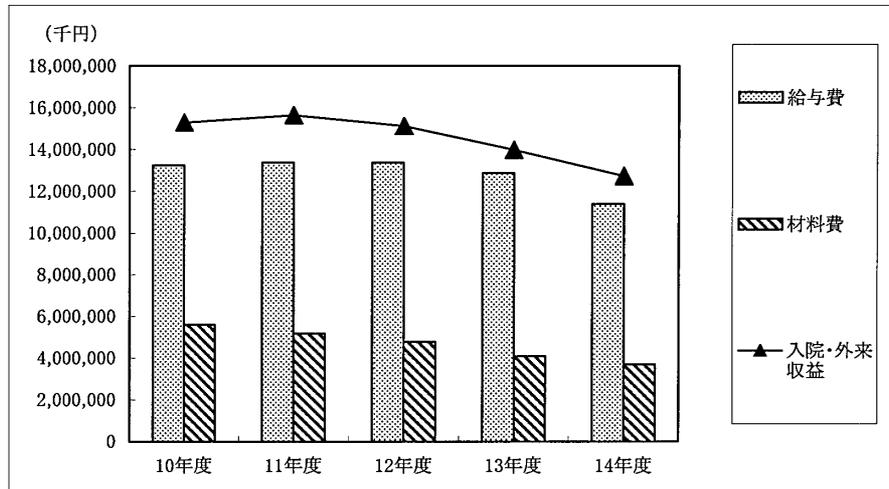
決 算 額 の 比 較 (単位：千円)

区 分	収 益		費 用		純 損 失
		うち医業収益		うち医業費用	
平成13年度	20,844,388	14,162,242	22,659,100	21,372,748	1,814,712
平成14年度	18,580,310	12,892,676	20,579,547	19,395,668	1,999,236
増 減	△2,264,077	△1,269,566	△2,079,553	△1,977,080	184,524

損 益 の 状 況 (単位：千円)

収 益			費 用		
区 分	決 算 額	構 成 比	区 分	決 算 額	構 成 比
入 院 収 益	8,796,030	47.3%	給 与 費	11,385,040	55.3%
外 来 収 益	3,921,983	21.1%	材 料 費	3,701,558	18.0%
一般会計負担金	5,533,849	29.8%	経 費	2,573,269	12.5%
そ の 他	328,448	1.8%	減 価 償 却 費	1,589,592	7.7%
			そ の 他	1,330,088	6.5%
収 益 計	18,580,310	100.0%	費 用 計	20,579,547	100.0%

入院・外来収益と費用（給与費、材料費）の推移 (単位：千円)



区 分	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
入院・外来収益	15,291,150	15,641,060	15,114,069	13,969,226	12,718,013
費 給 与 費	13,233,701	13,383,961	13,384,835	12,868,495	11,385,040
用 材 料 費	5,591,779	5,166,450	4,774,592	4,087,282	3,701,558

主 な 経 営 指 標

区 分	病 床 利 用 率		医 業 収 支 比 率		職 員 給 与 比 率	
		全国平均		全国平均		全国平均
一般疾患病院	70.1%	83.7%	75.5%	92.3%	70.0%	54.2%
精神・神経病院	71.9%	81.8%	58.3%	65.8%	130.2%	109.5%
結核病院	29.4%	36.6%	49.3%	44.5%	121.7%	131.6%
合 計	62.9%	(83.0%) 83.5%	(84.3%) 66.5%	91.6%	88.3%	(64.0%) 55.3%

注1 全国平均は、平成13年度自治体病院の平均値である。  
 注2 全国平均欄 ( ) は、平成13年度都道府県が経営する病院の平均値である。  
 注3 病 床 利 用 率 = 年延入院患者数 ÷ 年延病床数 × 100  
 医 業 収 支 比 率 = 医 業 収 益 ÷ 医 業 費 用 × 100  
 職 員 給 与 比 率 = 職 員 給 与 費 ÷ 医 業 収 益 × 100

(2) 電気事業会計

電気事業は、販売電力量の減により、電力料金収入が減少したものの、営業費用も減少したことなどにより、当年度の純利益は、前年度より10,952千円増加の301,764千円となり、総体として適正な経営であると認められる。

しかし、電気事業を取り巻く環境は、電力自由化の流れの中で大きく変化しており、今後とも情勢の変化に適切に対応し、健全な経営を継続していくため、平成14年3月に策定した「電気事業計画」に基づき、事業運営の一層の効率化を図る必要がある。

決 算 額 の 比 較 (単位：千円)

区 分	販 売 電 力 量	収 益	費 用		純 利 益
			うち電力料		
平成13年度	306,627,700 kWh	3,847,420	3,649,680	3,556,608	290,813
平成14年度	254,399,150 kWh	3,520,928	3,427,776	3,219,164	301,764
増 減	△52,228,550 kWh	△326,492	△221,903	△337,444	△10,952

発 電 所 別 販 売 電 力 量

発 電 所 名	最大出力 (kW)	販売電力量 (kWh)	発 電 所 名	最大出力 (kW)	販売電力量 (kWh)
鷹 泊 発 電 所	5,700	24,615,100	川 端 発 電 所	4,200	17,827,320
二 股 発 電 所	14,700	50,066,000	岩 尾 内 発 電 所	13,000	35,655,710
清 水 沢 発 電 所	3,400	15,861,100	ポ ン テ シ オ 発 電 所	11,000	39,721,560
滝 下 発 電 所	16,600	68,928,260			
滝 の 上 発 電 所	2,340	1,724,100	合 計	70,940	254,399,150

(3) 工業用水道事業会計

工業用水道事業は、給水料金の単価改定による収益の増加や費用の節減などにより、当年度の純損失は、前年度より74,527千円減少し341,566千円となったものの、1,555,943千円にのぼる累積欠損金が計上され、厳しい経営状態にある。

石狩湾新港地域工業用水道事業については、契約水量は増加したものの、給水能力日量17,500立方メートルに対して契約水量が日量2,319立方メートル(13.3パーセント)にとどまるなど、収支の均衡を図ることができない状況にある。このため、平成14年7月に、工業用水の需要想定を日量35,000立方メートルから日量12,000立方メートルに下方修正し、二期工事中止の決定がなされている。

また、苫小牧東部地区第一工業用水道事業については、平成14年7月に沙流川水系河川整備計画が策定され、国において、二風谷ダム及び平取ダムが工業用水への利水から治水に変更する方向が決定されている。

このような状況を受け、石狩湾新港地域工業用水道事業及び苫小牧東部地区第一工業用水道事業の事業規模の縮小に伴う未稼動資産等の整理などを行い、経営健全化を図るため、平成14年12月に「工業用水道事業経営健全化計画」が策定され、平成15年1月に国から「経営健全化団体」の指定を受けたところである。

この計画では、苫小牧東部地区第一工業用水道事業に係るダム負担金の国からの還付を想定しているが、還付額及び還付方法によっては、今後の経営健全化に大きな影響を及ぼすことから、国と協議を行い、早期にこれを確定するよう努める必要がある。

工業用水道事業の厳しい経営状況を踏まえ、経営健全化計画に基づき、事業規模の適正化に取り組むとともに、工業用水の需要の開拓、経費の節減、料金の適正化など、経営の健全化に向けた取組を一層推進すべきである。

決 算 額 の 比 較 (単位：千円)

区 分	給 水 量	収 益	費 用		純 損 失
			うち給水収益		
平成13年度	87,637,692m <sup>3</sup>	1,575,486	1,563,211	1,991,579	416,093
平成14年度	87,340,964m <sup>3</sup>	1,606,048	1,600,434	1,947,614	341,566
増 減	△ 296,728m <sup>3</sup>	30,563	37,223	△ 43,964	△ 74,527

工 業 用 水 道 別 契 約 率

工 業 用 水 道 名	給水能力日量	契 約 水 量	契 約 率
室 蘭 地 区 工 業 用 水 道	115,000m <sup>3</sup> /日	101,650m <sup>3</sup> /日	88.4%
苫小牧地区第一工業用水道	100,000m <sup>3</sup> /日	62,380m <sup>3</sup> /日	62.4%
苫小牧地区第二工業用水道	77,000m <sup>3</sup> /日	55,130m <sup>3</sup> /日	71.6%
苫小牧東部地区第一工業用水道	23,000m <sup>3</sup> /日	17,040m <sup>3</sup> /日	74.1%
石狩湾新港地域工業用水道	17,500m <sup>3</sup> /日	2,319m <sup>3</sup> /日	13.3%
合 計	332,500m <sup>3</sup> /日	238,519m <sup>3</sup> /日	71.7%

った平成13年度の包括外部監査の結果に基づき、同法第252条の38第6項の規定により平成15年6月13日付けで知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成15年7月8日

北海道監査委員 石 井 孝 一  
 北海道監査委員 伊 藤 政 信  
 北海道監査委員 前 田 榮 一  
 北海道監査委員 徳 永 光 孝

第1 監査の結果の報告

平成13年度の包括外部監査結果「財団法人北海道農業開発公社及びこれに係る北海道の財務」は、平成14年3月29日に包括外部監査人から報告があり、同年5月17日付け北海道公報第1365号で公表した。

第2 監査の結果に基づき講じた措置

【財団法人北海道農業開発公社及びこれに係る北海道の財務】

改 善 を 要 す る 事 項	講 じ た 措 置
1 財務諸表の修正 (1) 準拠すべき会計基準 公社の会計は、企業会計原則と公益法人会計基準の両者に準拠することとなっており、実際、両基準を意識した会計処理が実施されている。毎年度作成される決算書についても、両基準において必須なものを作成するよう努力しているが、対象とする法人が全く異なることから、両基準の要請を同時に満たす決算書を作成することは不可能である。 他方、公社は公益法人であるので、主務官庁から特別の法令で定められた会計基準等を示されていない場合、基本的には公益法人会計基準に準拠する必要がある。 公益法人は予算会計を基礎とすることから、収支計算書が必要な決算書の一つとなっているが、公社が作成している収支決算書（収支決算総括表を含む。）には、借入金の増減や基金及び特定預金等の増減が計上されておらず、公益法人会計基準が求める収支計算書からは大きく乖離したものとなっている。	平成14年度決算から収支計算書、会計帳簿及び計算書類について、また、平成15年度予算から収支予算書について、公益法人会計基準に準拠し作成しました。

監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により包括外部監査人が行

<p>公社が公益法人会計基準に準拠していなかった理由として、同基準が過去において会計慣行として定着していなかったことが挙げられるが、今日、公益法人が経済社会において重要な役割を担うに至って、主務官庁である北海道がその実態を適切に評価し、同時に適正な指導監督等を強力に推進していくためには、一定期間における活動の成果と一定時点における財政状態を適正な計算書類で明らかにすることが必要である。</p> <p>今後は公益法人会計基準に準拠して、収支予算書、会計帳簿及び計算書類を作成する必要がある。</p>		<p>借対照表に計上すべき性格のものではなく、農協への交付時に「交付金支出」として処理すべきであった。</p>	
<p>(2) 内部取引の消去</p> <p>公社の取引の中に、各事業部が実施事業における工事の一部を、農場整備部に発注しているために発生する事業相互間の取引がある。この結果、公社の収支決算総括表は収入及び支出がそれぞれ6,836百万円両建てで計上されている。</p> <p>公社の収支規模及び総資産額等を適正に表示するため、決算書を作成するにあたって内部取引額を消去する必要がある。</p>	<p>事業部間の内部取引については、平成14年度決算から内部取引額を消去し、決算書を作成しました。</p>	<p>(4) 資金勘定、引当金及び準備金</p> <p>公社作成の貸借対照表の固定負債の部には、多数の資金勘定（4,931百万円）、引当金（8,250百万円）及び準備金（7,632百万円）が計上されている。</p> <p>資金勘定、引当金及び準備金として合計20,814百万円が負債として計上されているが、そのうち10,522百万円については、負債性がないので正味財産として処理することが必要である。</p>	<p>負債性のない資金勘定、引当金及び準備金については、平成14年度決算から正味財産として処理しました。</p>
<p>(3) 繰延資産の貸借対照表計上の妥当性</p> <p>公社の特別会計に繰延資産として計上されている地域活性化交付資金（743百万円）は、農業協同組合の固定化債権を長期に亘り貸倒処理するために、地域農業活性化基金より農協に交付した資金を資産計上したものである。この地域活性化交付資金は、その支出の効果が将来にわたって及ぶという性格のものではなく、繰延資産の上記定義に照らし考えると、繰延資産には該当しない。</p> <p>また、この支出額は、基金の運用益によって穴埋めされていくものであり、農協に対する債権ではない。</p> <p>従って、地域活性化交付資金は会計上、貸</p>	<p>地域活性化交付資金については、平成12年度に事業が終了しておりますが、貸借対照表の特別会計に計上している繰延資産は、平成14年度決算から繰延資産への計上は取りやめ、正味財産として表示することとしました。</p>	<p>(5) 退職給与引当金</p> <p>退職給与引当金は、職員、役員及び準職員の将来の退職金支出に備えるため、退職給与規程に従い、入社時期等に対応した別表等を用いて、原則として期末要支給額を計上している。公社はさまざまな組織から、再三人員を引継いだ経緯があるため複雑な計算が必要とされており、一部の職員について別表を誤って適用したため、退職給与引当金が182百万円過大に計上されている。</p> <p>会計上修正が必要である。</p>	<p>退職給与引当金については、平成13年度決算において、退職給与規定に基づく適正な額に修正しました。</p>
		<p>(6) 工事補償引当金</p> <p>工事補償引当金は、公社の内部基準によれば農用地開発整備事業の植栽等の補修、改修及び農村施設整備事業に係る補償に備えるため、農用地開発事業の工事高の100分の5以内の金額と農村施設整備事業対象工事高の1.5%以内の金額の合計額を計上するよう定められている。平成12年度末における工事補償引当金残高は916百万円であり、公社の内部の基準には適合している。</p> <p>しかし、上記基準は当期における工事高の一定割合以内の任意の金額を計上することとしており、合理的な基準とは認め難い。過去</p>	<p>工事補償引当金については、平成13年度決算から過去の補修実績率を基に引当額を算出し、計上しました。</p>

<p>5年間の補修実績率を用いて算出する等の合理的な基準を検討する必要がある。</p>			
<p>2 事業実施手続</p> <p>(1) 農業経営活性化特別対策事業（特別会計） この農業活性化事業には、回収不能債権を抱えた農協サイドから見ると、農協が固定化債権の4倍相当額を公社へ出資（地域農業活性化基金）することにより、公社へ出資金相当額を農協自らで運用していたならば、10～20年もの長期間をかけて得べき受取利息を、回収不能債権の損失処理時に前倒しして一括で受け取ることができるという効果もある。</p> <p>この農業活性化事業は、寄附行為第4条第1項第5号に定める事業として、業務方法書第4条に規定されている寄附行為上の目的行為であり、本事業の創設経緯に、当時の経済、社会環境からやむを得ない事情があったことは関係文書から推察できる面もあるが、今日的な経済、社会情勢を踏まえると、本事業を積極的に肯定する理由は見あたらない。</p> <p>本事業の取扱いについても関係機関で検討した結果、平成13年4月以降新たな引受けは行わないこととされているが、貸借対照表に計上されている地域活性化資金運用預け金（運用資産3,563百万円）及び地域活性化資金（固定負債4,318百万円）の取扱いについては、関係機関と協議する必要がある。</p>	<p>農業経営活性化特別対策事業については、関係機関と協議を行いました。事業は農地保有合理化事業による農地流動化の促進を目的とするものとそれ以外のものを別々の機関で実施していたこと、機関毎に事業の設置目的及び実施する業務が異なっていることなどから、業務の一本化について関係機関の同意を得られず、当面現行どおり処理することとしました。</p>	<p>価については原価計算が実施されているが、間接原価については支所別の発生額が認識されているのみである。従って、現状では受注した工事毎の損益を把握できないため、今後は適切な配賦基準を定めた上で、間接原価についても配賦計算を検討する必要がある。</p> <p>更に言えば、農用地開発整備事業のうち直営事業は農村施設整備事業等から直営施工として自社に発注された事業であり、外部から発注された受託事業の場合とでは、両者の原価は適正に区分計算されなければならず、そのためには間接原価を含めて受注した工事毎の原価計算が必要である。</p>	
<p>(2) 農用地開発整備事業</p> <p>ア 原価計算の実施について 農用地開発整備事業費用は、直接原価としての草地開発事業費、耕地整備事業費及び土層改良事業費、間接原価としての工事管理費、調査受託事業費、機械事業損失及び共通管理費から構成されるが、このうち受注した工事毎に原価が集計されているのは直接原価のみである。すなわち、直接原</p>	<p>工事毎の間接原価の配賦方法については、平成15年度中に間接管理費の適切な配賦基準を設定し、配賦計算することとしています。</p> <p>また、配賦基準の設定にあたっては、直営事業と受託事業の区分についても検討し、工事毎に原価計算を行うこととしています。</p>	<p>イ 土層改良事業費の内容について 土層改良事業費には、前年度以前に実施された草地開発及び耕地整備事業等における補修工事が含まれているため、下記修正が必要である。</p> <p>① 公社では工事補償引当金を計上していることから、引当金に対応した補修工事に係る費用はまず、工事補償引当金を充当する。</p> <p>② 当該引当金を超える額は当期の費用ではないため土層改良事業費とは区分して「過年度手直し工事支出」等の科目に計上する。</p> <p>ウ 受託事業収入（調査収入）に係る代金回収手続について 調査収入に係る代金の回収手続に、下記の瑕疵が見受けられた。</p> <p>すなわち契約上の工期及び実際の引渡日と請求書作成日との間に時間的ズレのあるケースがあった。その理由は下記のとおりである。</p> <p>① 当初、引渡日後間もなく請求書を送付したが入金に6ヶ月を要した。</p>	<p>過年度実施事業に係る補修工事の支出については、平成14年度決算から補修工事に係る科目は引当金を充当し、当該引当金を超える費用については、「過年度手直し工事支出」の科目で処理することとしました。</p> <p>調査収入に係る代金については、検査合格後速やかに、請求月日を明記した上で決裁を経て請求するなど、所定の手続きを経的確に請求するようチェック体制を整備し、早期回収に努めることとしました。</p>

<p>② 契約書によると請求書受領後40日以内に支払を実施しない場合には遅延利息が発生する。</p> <p>③ 遅延利息が発生しないよう実際の入金日から逆算して請求書の日付を記載した。なお、本来徴収すべきであった遅延利息額は152千円である。</p> <p>また、請求書発行日の記載にあたり明らかに年度違いと思われるものが散見される。今後は請求書発行にあたり、発行日等のチェック体制の整備が必要である。</p>		<p>ウ 棚卸原価の計算について</p> <p>棚卸原価の計算は、1頭当たりの買入価格に、各年度の育成費（飼料費、労務費及び経費）を在场率に基づき按分して計算している。</p> <p>しかし、育成費には固定資産に計上されている牛と棚卸資産に計上されているが繁殖用であり本来は固定資産に計上されるべき牛に対するものが含まれており、これらの牛に対応する育成費（平成12年度の概算で6百万円）については棚卸原価に按分してはならない。</p>	<p>棚卸原価については、平成14年度決算から固定資産牛の育成費（経費）を除いて算出しました。</p>
<p>(3) 畜産振興事業</p> <p>ア 棚卸資産と固定資産の区分について</p> <p>会計上、育成事業にかかわる牛は、棚卸資産の「育成牛」と固定資産の「肉用牛」に区分されている。</p> <p>前者には主として乳用牛、後者には黒毛和種のうち特に血統のよいものとして導入した繁殖牛（15頭）が含まれている。しかし、前者にも普通の血統をもつ繁殖用の和牛（49頭）が含まれており、これらについては、販売用ではないため、固定資産に計上し、減価償却を行うことが必要である。</p>	<p>繁殖用の和牛については、内部調査の結果、平成14年9月30日に子牛等を除く21頭を固定資産に計上しました。</p>	<p>エ 時価及び個別法の適用について</p> <p>時価については、市場価格として存在するのが育成牛及び初妊牛であるため、この月齢に合わない牛については、両価格を月齢で比例配分し計算している。この点は、合理的と思われるが、実際の時価適用にあたっては、各月齢の頭数で加重平均した平均時価を用いている。</p> <p>結果的に、時価と原価の比較にあたっては、「個別法」とはなっていない。個別法では、1頭毎に時価と原価を比較する必要がある。</p>	<p>棚卸資産（乳肉用牛）の評価については、平成14年度決算から一頭毎に時価と原価を比較した低価法により計上しました。</p>
<p>イ 棚卸資産の評価について</p> <p>棚卸資産の「育成牛」の評価方法は、平成3年度に税務上「個別法による原価法」から「個別法による原価法に基づく低価法」に変更されている。その後育成事業損益の平準化を図るため、必ずしも会計上は低価法を厳密に適用せず、平成5年度から平成11年度までは、原価でも時価でもない任意の棚卸価格を用いて決算を行っている。今後は改善が必要である。</p> <p>これに関連して、経理規程第50条を受けた「決算処理要領」が低価法への変更後、未改正となっているため、改正する必要がある。</p>	<p>棚卸資産の評価方法については、平成12年度から低価法により評価を実施しています。</p> <p>また、決算処理要領の改正については、平成15年度に「個別法による原価法に基づく低価法」に評価方法を変更することとしています。</p>	<p>オ 乳肉用牛育成事業の黒字化について</p> <p>会社では十勝育成牧場における乳肉用牛育成事業を、法人税法上の収益事業とし、会計帳簿から財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）を作成して、税務申告を行っている。同事業は、会社の財務諸表によると、過去10事業年度のうち7事業年度で赤字である。近年は市況の回復もあり、赤字幅は小さくなってはいるが、牛海綿状脳症問題の余波が続き、肉牛価格が不安定な状況にあること等から先行き不透明な環境にあるため、黒字化に向けた検討が必要である。</p>	<p>十勝育成牧場の乳肉用牛育成事業については、管理費の節減に努めるとともに、平成15年度中に新規事業（黒毛和牛供給事業）に取り組み、一層の経営改善を図ることとしています。</p>

3 その他の会計処理

(1) 業務推進費

「業務推進費」とは、費用の処理科目を定めた「勘定科目表」によると、「関係先に対する事業推進費及び指導連絡費用を処理する科目」とされている。

その内容は、関係先との情報交換や交際を目的とするもの、本支所間の打合せ、職員に対する慰労及び内部の懇親に関連した支出であり、その支出承認は「支出（決定・報告）書」に基づき実施されている。

当該支出の内容及び計上の根拠となる請求書等について、公社に關係資料の整理を求めたところ、以下の問題点が抽出された。

- ① 業務推進費のうち指導連絡費用として支出したもの（11,511千円）に関連した請求書等を検討した結果、上記定義中にある「指導連絡費用」とは判断しがたい懇親費用が含まれている。内部懇親の場合の支出が公社の「業務推進費」として認められる範囲を明確にする必要がある。
- ② 「支出（決定・報告）書」には、「出席者の相手方及び人数」を記載する欄が設けられている。当該記載欄の大部分には「関係者」「関係機関」と記載されているが、実際には外部の「関係者」が同席することなく開催されているものがあつた（14,005千円）。「支出（決定・報告）書」の記載が不適切であることは、言うまでもないが、その承認体制について今後の改善が急務である。
- ③ 「支出（決定・報告）書」の支出予定金額と実際の支出金額が極めて近似しており、その理由を確認したところ、支出予定金額の記載にあたり、事前承認が徹底されておらず事後承認が容認されているとの説明を受けた。今後は、緊急の場合を除き、事前承認を徹底すべきである。

業務推進費については、平成13年度に支出範囲の明確化、相手先及び目的の明示、事前承認の徹底を実施しました。

(2) 調査研究費

本所総務部における「調査研究費（共通管理費）」の中に、嘱託職員2名に対する人件費（7,900千円）が含まれている。人件費に関しては「給料手当」等の勘定で処理するのが妥当であるが、当該処理は2名に対する支給年俸額のうち前職場の規定による金額を「給料手当」勘定で処理し、当該金額を超えた部分を「調査研究費」として処理したものである。支給及び処理勘定科目の適否について検討が必要である。

人件費については、平成13年12月から調査研究費での支出は取りやめ、給料手当の勘定で処理することとした。

また、支給額については、平成15年6月支給分から規定による額に変更しました。

(3) 従業員貸付金

「厚生資金貸付細則」によると、普通貸付金の返済期間は貸付時より48ヶ月以内となっているが、支所の従業員1名に対する2件の貸付金は、どちらも返済予定期間が48ヶ月を超えている。

この原因としては、

- ① 貸付時に、返済額を先に決定し、返済期間がどれくらいになるかを確認していなかった、
  - ② 途中で条件変更をし、返済額を減額した時に、返済期間がどれくらい延びるかを確認していなかったことが挙げられる。
- 規則に従った返済期間となるように、貸付時及び貸付条件変更時に十分に確認するとともに、適切な承認手続を設定する必要がある。

従業員貸付金については、貸付実行と返済期日の確認を重点に内部審査等によりけん制を図ることとしており、今後、適正な執行に努めてまいります。

なお、返済期限を越えて貸し付けていた事案については、平成14年度に全額返済を受けました。

(4) 保有農用地整備資金運用預け金の必要性

公社が作成した貸借対照表上では、以下のような目的から、特定の財産を「運用資産」として流動資産及び固定資産から構成される「運用財産」と区分して管理している。

- ① 財団法人の維持すべき財産である基本財産及び各基金を、運用財産と区分管理することによって、財産を保全するため。
- ② 将来の特定の支出に備えて、運用財産とは別に資金を確保しておくため。

保有農用地整備資金運用預け金については、平成15年3月31日に満期となったことから全額取り崩し、一般資金として管理することとした。

<p>しかし、保有農用地整備資金運用預け金については、その目的となる公社保有地の整備に係る農用地整備費がこの5年間発生しておらず、今後の発生も予想されないため、②の「運用財産とは別に資金を確保しておく」必要性がなくなっている。</p> <p>従って、保有農用地整備資金運用預け金については、「運用資産」として区分して管理するのではなく、流動資産として運用財産に含めて管理すべきである。</p>		<p>① 固定資産及び消耗品を購入する場合は、まとめて本所で見積り合せを行った上で購入先を決定しているが、リースについては、ほとんど見積り合せを実施することなく甲社と契約している。リース資産は借入金付きの固定資産購入と同様の経済的効果を有するため、固定資産購入の場合と同様に、本所でまとめて見積り合せを行ってからリース先を決定するようにし、支出の効率性を追求すべきである。</p>	<p>年度から本所で一括見積り合せを行い、リース先を決定することとしました。</p>
<p>(5) 委託先及び購入先の選定方法</p> <p>ア 公社と特定の会社との取引</p> <p>公社は農用地開発整備事業の工事を施工するにあたって、公社所有の機械により自ら施工するほか、一部の機械について外部からの借上げと労務作業の委託をしている。また、同工事に要する燃料、土壌改良資材及び種子等工事用資材を購入している。更には、農用地開発用建設機械及び業務連絡用車両等の固定資産（リース資産を含む）の取得並びに消耗品等の購入がある。</p> <p>これらの取引は、公社が定めた建設工事規程、農用地開発整備事業業務規程及び経理規程に基づいて、競争入札、随意契約（150万円以下の建設工事）、もしくは複数の会社の見積もり合わせ（建設工事以外）で行われているが、結果として委託先及び購入先は、特定の4社（甲社、乙社、丙社及び丁社。以下「特定4社」という。）に集中している。</p> <p>公社と特定4社との間には、公社が公益法人であるので資本関係はないが、人的関係及び取引関係は深い。</p> <p>今後、更に有効かつ効率的な委託や購買が行われるよう、より幅広く取引相手方の選定方法を検討する必要がある。</p>	<p>取引相手の選定については、透明性・競争性を確保するため、平成15年度から見積先選定の根拠・理由等を明確にしたうえで、行うこととしました。</p> <p>また、一定量及び一定額以上の資材購入については、入札参加資格申請をしている者、製造メーカーの一次代理店資格を有する者等から選定し、見積書を徴収することとしました。</p>	<p>② 資材（種子）の購入にあたり、入手した複数の見積書の金額が全く同一であるにもかかわらず、公社内の決裁書上で明確な理由の記載もなく、甲社と売買契約を締結しているケースが散見された。公社の説明によると、対応の良さから見積書の金額が同一であっても同社と契約しているとのことであるが、仮にそのような理由から発注先を決定したのであるならば、その決定過程を文書として残す必要がある。</p>	<p>資材の購入については、平成15年度から見積金額が同額の場合、決定書に決定に至った理由を付すこととしました。</p>
<p>イ 甲社との取引に係る改善すべき事項</p>	<p>リース物件については、平成15</p>	<p>(6) 水田買入事業に係る特定預金</p> <p>「流動資産」の預金の中に、昭和55年度に終了した水田買入事業に係る特定目的の預金があり、終了以後も毎年、特定預金として書き換えられてきている。</p> <p>すでに水田買入事業が終了してから20年余りが経過しており、特定目的の預金として設定し続ける必要性は全くなっているため、一般の定期預金にするとともに、その運用収入の取扱いについても別途検討すべきである。</p>	<p>水田買入事業に係る特定預金については、平成14年6月25日に満期となったことから全額取り崩し、一般資金として管理することとしました。</p>
		<p>(7) 資産管理</p> <p>固定資産の管理にあたって、以下のような問題点が見受けられた。</p> <p>① 定期的な実査が行われていない。</p> <p>② 車輛や大型機械については、平成13年度から、管理番号を付すようになったが、そ</p>	<p>定期実査については、管理規約に基づき内部審査を実施することとしました。</p> <p>固定資産については、管理番号プレートを貼付し、現物と台帳との点検を実施するとともに、台帳</p>

<p>他の資産にはまだ付されていない。</p> <p>③ 現物は支所にあるのに、台帳上は本社に所在する旨の記載がなされているものがあり、現物管理と台帳管理が一致していないものがある。</p> <p>④ 部品等の貯蔵品については、帳簿管理は行われているが、在庫管理担当者が出勤中は倉庫の入り口が開放されているため、倉庫への出入りが自由な状態にあった。</p> <p>公社の事業にとって、重要な財産である有形固定資産を保全するために、以下のように改善する必要がある。</p> <p>① 有形固定資産及びリース資産について定期的に実査を行う。</p> <p>② 一部の資産だけではなく、資産計上されている全ての資産について、台帳上の管理番号を付すようにする。</p> <p>③ 現物の保管場所と、台帳上の管理場所を一致させる。</p> <p>④ 倉庫の出入りについては、在庫管理担当者等一部の担当者しか出入りできないようにするとともに（物理的遮断）、在庫の出入庫作業を行う担当者と、台帳記帳や棚卸を行う担当者とを分ける（内部統制の構築）。</p>	<p>を本所で一括整備し、その写しを現場の保管場所に備えることとしました。</p> <p>倉庫については、常時施錠することとし、出入庫作業担当者と台帳記帳担当者を分けて選定しました。</p>	<p>の上、手続を進める必要がある。</p> <p>(9) 更新牛対策資金の設定目的の変更                  会社が作成した貸借対照表で負債の部に計上されている、「更新牛対策資金」は当初は、肉用牛を導入するための資金として設定されたものである。しかし、肉用牛育成事業が平成7年度に終了したため、目的を変更して、乳用牛育成事業、乳肉用牛貸付事業の安定のため及びリース事業の価格変動に備えるための資金として設定し続けることになった。</p> <p>特定の目的をもって設定された基本財産、基金、運用財産及び資金勘定については、その設定目的が終了した場合は、目的を変更して存続させ続けるのではなく、速やかに、理事会の決議や社内決裁等、適切な承認手続を経た上で取崩し、新たな目的で設定することが必要な場合は、改めて、適切な承認手続を経た上で、必要額を設定し直す必要がある。</p>	<p>更新牛対策資金については、理事会の議決を得て平成15年3月31日に全額取り崩し、事業外収益として計上しました。</p>
<p>(8) ふん尿処理短期堆肥化処理施設                  会社がふん尿処理短期堆肥化処理の実験、調査を行うために、平成7年度から平成10年度にかけて、「ふん尿処理短期堆肥化処理施設（仮設保管施設及び機械等）」をリース契約で借り、この施設を十勝育成牧場に設置した。しかし、実験は平成10年度に終了し、リース契約が終了しているにもかかわらず、現在も同施設は撤去されずに、十勝育成牧場の中に設置されたままで、寝藁置き場として使用されている。</p> <p>当初の目的で使用しなくなった機械等の処分については、速やかにリース契約先と協議</p>	<p>ふん尿処理短期堆肥化処理施設については、リース先と協議の結果、H型ハウス、仮設保管施設及びホイールローダーは平成14年9月27日に固定資産として取得しました。</p> <p>その他のふん尿処理機械等については、平成14年9月30日にリース先に返還しました。</p>	<p>4 ディスクロージャー                  会社の経営状況を説明する書類については、平成8年度までは各事業年度の事業報告書が議会に提出されていたが、平成8年度中に基本金が増加し北海道の出捐割合が二分の一未満となったため、平成9年度以降は各事業年度の事業報告書が議会に提出されていない。</p> <p>平成12年度末において地方自治法の規定を会社に適用すると、出捐割合は該当しないが、損失補償契約に基づく債務負担額が該当する。</p> <p>従って、経営状況を説明する書類を議会に提出する必要がある。</p>	<p>会社の経営状況を説明する書類の議会への提出については、今後、地方自治法の規定に基づき十分な確認を行い、適切に対処してまいります。</p> <p>遺漏があった平成9年度以降の書類については、平成14年度に議会に提出しました。</p>
<p><b>道 収 用 委 員 会 告 示</b></p>			
<p><b>北海道収用委員会告示第5号</b>                  土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。</p>			

平成15年7月8日

北海道収用委員会会長 文 仙 俊 一

1(1) 事件名

平成15年(収)第7号 西岡ダム建設工事収用事件

(2) 起業者の名称

北海道及び釧淵町

(3) 事業の種類

一級河川天塩川水系小沢川西岡ダム建設工事及びこれに伴う町道付替工事

(4) 裁決手続開始を決定する土地

裁 決 手 続 開 始 を 決 定 す る 土 地					土 地 所 有 者		土 地 に 関 し て 権 利 を 有 す る 関 係 人			
所 在 地	番 地 目	登 記 簿 上 の 地 積 (㎡)	実 測 地 積 (㎡)	収 用 し よ う と す る 土 地 の 面 積 (㎡)	氏 名 住 所	氏 名 住 所	氏 名 住 所	権 利 の 表 示		
								受 付 年 月 日	種 類	
								受 付 番 号		
北海道上川郡釧淵町字ベオツベ原野	3686番2	山林	41,231	41,197.78	19,686.65	土 肥 義 成 千 葉 県 匝 埜 郡 野 栄 町 野 手 17146 番 地 の 1030 ( 登 記 簿 上 旭 川 市 永 山 3 条 7 丁 目 1 番 1 号 )	ジ ー ・ エ イ チ ・ ワ イ ・ キ ャ ビ タ ル ・ ビ ー ・ ヴ ィ	オ ラ ン ダ 国 ア ム ス テ ル ダ ム 、 1083 エ イ チ ・ ケ ー 、 ド レ ン テ ス ト ラ ー ト 24 ビ ー ・ ジ ー	平 成 3 年 11 月 27 日	根 抵 当 権 第 4417 号
	3686番3	同	31,838	31,716.99	30,660.11		ジ ー ・ エ イ チ ・ ワ イ ・ キ ャ ビ タ ル ・ ビ ー ・ ヴ ィ	オ ラ ン ダ 国 ア ム ス テ ル ダ ム 、 1083 エ イ チ ・ ケ ー 、 ド レ ン テ ス ト ラ ー ト 24 ビ ー ・ ジ ー	平 成 8 年 8 月 21 日	根 抵 当 権 第 3898 号
	3686番122	同	19,993	20,085.30	3,426.31		ジ ー ・ エ イ チ ・ ワ イ ・ キ ャ ビ タ ル ・ ビ ー ・ ヴ ィ	オ ラ ン ダ 国 ア ム ス テ ル ダ ム 、 1083 エ イ チ ・ ケ ー 、 ド レ ン テ ス ト ラ ー ト 24 ビ ー ・ ジ ー	平 成 8 年 9 月 20 日	根 抵 当 権 第 4382 号
	3686番126	同	14,523	14,530.14	5,114.03		株 式 会 社 整 理 回 収 機 構	東 京 都 中 野 区 本 町 2 丁 目 46 番 1 号	平 成 5 年 2 月 1 日	根 抵 当 権 第 516 号
	3686番171	同	59,306	59,255.30	27,916.78		東 旭 川 農 業 協 同 組 合	旭 川 市 東 旭 川 南 1 条 5 丁 目 8 番 22 号	平 成 8 年 8 月 21 日	根 抵 当 権 第 3899 号
							東 旭 川 農 業 協 同 組 合	旭 川 市 東 旭 川 南 1 条 5 丁 目 8 番 22 号	平 成 9 年 4 月 17 日	根 抵 当 権 第 1705 号
							あ お そ ら 債 権 回 収 株 式 会 社	東 京 都 千 代 田 区 九 段 北 1 丁 目 13 番 5 号	平 成 9 年 9 月 3 日	根 抵 当 権 第 3484 号

別添図面省略

(5) 裁決手続開始決定の年月日

平成15年6月27日

2(1) 事件名

平成15年(収)第7号 西岡ダム建設工事収用事件

(2) 起業者の名称

北海道及び釧淵町

(3) 事業の種類

一級河川天塩川水系小沢川西岡ダム建設工事及びこれに伴う町道付替工事

(4) 裁決手続開始を決定する土地

裁 決 手 続 開 始 を 決 定 す る 土 地					土 地 所 有 者		土 地 に 関 し て 権 利 を 有 す る 関 係 人			
所 在 地	番 地 目	登 記 簿 上 の 地 積 (㎡)	実 測 地 積 (㎡)	使 用 し よ う と す る 土 地 の 面 積 (㎡)	氏 名 住 所	氏 名 住 所	氏 名 住 所	権 利 の 表 示		
								受 付 年 月 日	種 類	
								受 付 番 号		
北海道上川郡釧淵町字ベオツベ原野	3686番2	山林	41,231	41,197.78	9,028.86	土 肥 義 成 千 葉 県 匝 埜 郡 野 栄 町 野 手 17146 番 地 の 1030 ( 登 記 簿 上 旭 川 市 永 山 3 条 7 丁 目 1 番 1 号 )	ジ ー ・ エ イ チ ・ ワ イ ・ キ ャ ビ タ ル ・ ビ ー ・ ヴ ィ	オ ラ ン ダ 国 ア ム ス テ ル ダ ム 、 1083 エ イ チ ・ ケ ー 、 ド レ ン テ ス ト ラ ー ト 24 ビ ー ・ ジ ー	平 成 3 年 11 月 27 日	根 抵 当 権 第 4417 号
	3686番3	同	31,838	31,716.99	96.86		ジ ー ・ エ イ チ ・ ワ イ ・ キ ャ ビ タ ル ・ ビ ー ・ ヴ ィ	オ ラ ン ダ 国 ア ム ス テ ル ダ ム 、 1083 エ イ チ ・ ケ ー 、 ド レ ン テ ス ト ラ ー ト 24 ビ ー ・ ジ ー	平 成 8 年 8 月 21 日	根 抵 当 権 第 3898 号
	3686番122	同	19,993	20,085.30	266.75		ジ ー ・ エ イ チ ・ ワ イ ・ キ ャ ビ タ ル ・ ビ ー ・ ヴ ィ	オ ラ ン ダ 国 ア ム ス テ ル ダ ム 、 1083 エ イ チ ・ ケ ー 、 ド レ ン テ ス ト ラ ー ト 24 ビ ー ・ ジ ー	平 成 8 年 9 月 20 日	根 抵 当 権 第 4382 号
							株 式 会 社 整 理 回 収 機 構	東 京 都 中 野 区 本 町 2 丁 目 46 番 1 号	平 成 5 年 2 月 1 日	根 抵 当 権 第 516 号

3686番126	同	14,523	14,530.14	372.16
3686番171	同	59,306	59,255.30	1,316.87

東旭川農業協同組合	旭川市東旭川南1条5丁目8番22号	平成8年8月21日	根抵当権 第3899号
東旭川農業協同組合	旭川市東旭川南1条5丁目8番22号	平成9年4月17日	根抵当権 第1705号
あおぞら債権回収株式会社	東京都千代田区九段北1丁目13番5号	平成9年9月3日	根抵当権 第3484号

別添図面省略

(5) 裁決手続開始決定の年月日  
平成15年6月27日

道内水漁場管理委員会  
指 示

内水指示第3号

産卵のために、そ上するさけ・ますを保護するため、水産動物の採捕について、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。ただし、北海道内水面漁業調整規則(昭和39年北海道規則第133号)第27条の規定により知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

平成15年7月8日

北海道内水面漁場管理委員会会長 竹 田 正 之

河川名	禁 止 区 域	禁 止 期 間	採捕禁止
標 津 川	標津川河口から標津川上流標津郡標津町字標津北1条西6丁目1番1地先社団法人北海道さけ・ます増殖事業協会標津捕獲採卵場の捕獲施設(上留め)に至る間の標津川本支流の区域	平成15年8月1日から11月30日まで	すべての水産動物
当 幌 川	当幌川河口から当幌川上流野付郡別海町尾岱沼1番地の4地先社団法人北海道さけ・ます増殖事業協会当幌捕獲採卵場の捕獲施設に至る間の当幌川本流の区域	平成15年8月1日から11月30日まで	
別当賀川	別当賀川河口から別当賀川上流根室市川口86番地先社団法人北海道さけ・ます増殖事業協会別当賀捕獲採卵場の捕獲施設に至る間の別当賀川本支流の区域	平成15年8月1日から11月30日まで	
斜 里 川	斜里川河口から斜里川上流斜里郡斜里町新光町31番1地先社団法人北海道さけ・ます増殖事業協会斜里捕獲採卵場の捕獲施設に至る間の斜里川本支流の区域	平成15年8月1日から12月31日まで	

千 歳 川	石狩川支流千歳川上流根志越橋下流端から千歳市花園1丁目地先社団法人北海道さけ・ます増殖事業協会千歳捕獲採卵場の捕獲施設に至る間の千歳川本流の区域	平成15年8月21日から10月31日まで
静 内 川	静内川河口から静内川上流静内郡静内町字田原755番地先静内土地改良区頭首工に至る間の静内川本流の区域及び静内川と豊畑川の合流点から静内町字豊畑1958番2地先社団法人北海道さけ・ます増殖事業協会静内捕獲採卵場の捕獲施設に至る間の豊畑川の区域	平成15年9月1日から11月30日まで

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第76号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項の検定をいう。)を行ったので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成15年7月8日

北海道公安委員会委員長 佐 野 文 男

1	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号 株式会社藤商事
	代表者の氏名	代表取締役 松元邦夫
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地
	型式 の 型 式 名	遊技機の種類 ばちんこ遊技機 遊技機の区分 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ C R信長G

2	概要	製造業者名	株式会社藤商事
		型式試験番号	30038600
		検定年月日	平成15年7月8日
		検定番号	第30038600号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年7月8日）から3年間
		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区南船場二丁目9番14号 高砂電器産業株式会社
		代表者の氏名	代表取締役 濱野 準一
		製造又は検査を行 う事業所の所在地	三重県度会郡玉城町蚊野字松原2066番32
	型式 の 概 要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名	グルクン	
	製造業者名	高砂電器産業株式会社	
	型式試験番号	34029500	
	検定年月日	平成15年7月8日	
	検定番号	第34029500号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年7月8日）から3年間	
3		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区南船場二丁目9番14号 高砂電器産業株式会社
		代表者の氏名	代表取締役 濱野 準一
		製造又は検査を行 う事業所の所在地	三重県度会郡玉城町蚊野字松原2066番32
	型式 の 概 要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型式名	グルクン - 30
		製造業者名	高砂電器産業株式会社
		型式試験番号	34029300
		検定年月日	平成15年7月8日
		検定番号	第34029300号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年7月8日）から3年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフィア	
	代表者の氏名	代表取締役 井置定男	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町七丁目201番地	

4	型式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	CRスーパーおばけらんどVS
		製造業者名	株式会社ソフィア
		型式試験番号	30038700
		検定年月日	平成15年7月8日
		検定番号	第30038700号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年7月8日）から3年間
		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフィア
		代表者の氏名	代表取締役 井置定男
5	型式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	CR海ですVS
		製造業者名	株式会社ソフィア
		型式試験番号	30041700
		検定年月日	平成15年7月8日
		検定番号	第30041700号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年7月8日）から3年間
		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフィア
		代表者の氏名	代表取締役 井置定男
6	型式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	CR海ですGS
		製造業者名	株式会社ソフィア
		型式試験番号	30041500
		検定年月日	平成15年7月8日
		検定番号	第30041500号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年7月8日）から3年間
		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中区鶴舞二丁目2番18号 奥村遊機株式会社

7	代表者の氏名	代表取締役 上野 栄作	10	検定の有効期間	公示の日(平成15年7月8日)から3年間	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	本社工場:愛知県名古屋市中村区鶴舞二丁目2番18号 小山工場:静岡県東郡小山町用沢字萩窪1441番地		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会	
	型式の概要	遊技機の種類		ぱちんこ遊技機	代表者の氏名	代表取締役 市原 高明
		遊技機の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地
	型式名	CRまいっちんぐマチコ先生F		型式名	CRツインビジョンFN	
	製造業者名	奥村遊機株式会社		製造業者名	株式会社大一商会	
	型式試験番号	30036200		型式試験番号	30040700	
	検定年月日	平成15年7月8日		検定年月日	平成15年7月8日	
検定番号	第30036200号	検定番号	第30040700号			
検定の有効期間	公示の日(平成15年7月8日)から3年間	検定の有効期間	公示の日(平成15年7月8日)から3年間			
8	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会	11	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン	
	代表者の氏名	代表取締役 市原 高明		代表者の氏名	代表取締役 新井 悠司	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地		製造又は検査を行う事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1	
	型式の概要	遊技機の種類		ぱちんこ遊技機	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	CRツインビジョンHN		型式名	CRコブラMA7	
	製造業者名	株式会社大一商会		製造業者名	株式会社ニューギン	
	型式試験番号	30036300		型式試験番号	30040000	
検定年月日	平成15年7月8日	検定年月日	平成15年7月8日			
検定番号	第30036300号	検定番号	第30040000号			
検定の有効期間	公示の日(平成15年7月8日)から3年間	検定の有効期間	公示の日(平成15年7月8日)から3年間			
9	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会	12	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区東上野二丁目11番7号 株式会社オリンピア	
	代表者の氏名	代表取締役 市原 高明		代表者の氏名	代表取締役 石原 昌幸	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地		製造又は検査を行う事業所の所在地	沖縄県那覇市港町3丁目4番12号 神奈川県横浜市中区新山下3丁目3番43号 群馬県伊勢崎市日乃出町1038	
	型式の概要	遊技機の種類		ぱちんこ遊技機	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名	CRツインビジョンHT		型式名	ジェロニモンS	
	製造業者名	株式会社大一商会				
	型式試験番号	30038500				
検定年月日	平成15年7月8日					
検定番号	第30038500号					

13	概要	製造業者名	株式会社オリンピア	15	製造又は検査を行う事業所の所在地	大阪府八尾市沼2丁目4番1号	
		型式試験番号	34026300		型式	遊技機の種類	回胴式遊技機
		検定年月日	平成15年7月8日			遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		検定番号	第34026300号			型式名	ジュリアンS-30
		検定の有効期間	公示の日(平成15年7月8日)から3年間		概要	製造業者名	株式会社ネット
		検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都台東区東上野二丁目11番7号 株式会社オリンピア			型式試験番号	34024400
		代表者の氏名	代表取締役 石原昌幸			検定年月日	平成15年7月8日
		製造又は検査を行う事業所の所在地	沖縄県那覇市港町3丁目4番12号 神奈川県横浜市中央区新山下3丁目3番43号 群馬県伊勢崎市日乃出町1038			検定番号	第34024400号
		型式	遊技機の種類			検定の有効期間	公示の日(平成15年7月8日)から3年間
			遊技機の区分			検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都葛飾区小菅二丁目8番9号 株式会社大都技研
			型式名			代表者の氏名	代表取締役 木原海俊
		概要	製造業者名			製造又は検査を行う事業所の所在地	東京都葛飾区小菅二丁目8番9号
			型式試験番号			型式	遊技機の種類
		検定年月日			遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
		検定番号			型式名	ヨシムネ	
		検定の有効期間			製造業者名	株式会社大都技研	
		検定申請者の氏名又は名称及び住所			型式試験番号	34031700	
		代表者の氏名			検定年月日	平成15年7月8日	
		製造又は検査を行う事業所の所在地			検定番号	第34031700号	
		検定年月日			検定の有効期間	公示の日(平成15年7月8日)から3年間	
		検定番号			検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 マルホン工業株式会社	
		検定の有効期間			代表者の氏名	代表取締役 岸勇夫	
		検定申請者の氏名又は名称及び住所			製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地	
		代表者の氏名			型式	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		製造又は検査を行う事業所の所在地			遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
		検定年月日			型式名	CRメガトンザウラー	
		検定番号			製造業者名	マルホン工業株式会社	
		検定の有効期間			型式試験番号	31037300	
		検定申請者の氏名又は名称及び住所			検定年月日	平成15年7月8日	
		代表者の氏名			検定番号	第31037300号	
		製造又は検査を行う事業所の所在地			検定の有効期間	公示の日(平成15年7月8日)から3年間	
		検定年月日					
		検定番号					
		検定の有効期間					
		検定申請者の氏名又は名称及び住所					
		代表者の氏名					

18	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 マルホン工業株式会社	21	検定年月日	平成15年7月8日	
	代表者の氏名	代表取締役 岸 勇 夫		検定番号	第30029400号	
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地		検定の有効期間	公示の日(平成15年7月8日)から3年間	
	型式 の 概 要	遊技機の種類		ぱちんこ遊技機	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市天白区中砂町145番地 株式会社まさむら遊機
		遊技機の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	代表者の氏名	代表取締役 後 藤 常 喜
		型式名		メガトンザウラーG	製造又は検査を行う 事業所の所在地	愛知県名古屋市天白区中砂町145番地
		製造業者名		マルホン工業株式会社	型式試験番号	31033100
	型式試験番号	31033100		型式試験番号	30018800	
	検定年月日	平成15年7月8日		検定年月日	平成15年7月8日	
	検定番号	第31033100号		検定番号	第30018800号	
検定の有効期間	公示の日(平成15年7月8日)から3年間	検定の有効期間	公示の日(平成15年7月8日)から3年間			
19	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 マルホン工業株式会社	22	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市天白区中砂町145番地 株式会社まさむら遊機	
	代表者の氏名	代表取締役 岸 勇 夫		代表者の氏名	代表取締役 後 藤 常 喜	
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地		製造又は検査を行う 事業所の所在地	愛知県名古屋市天白区中砂町145番地	
	型式 の 概 要	遊技機の種類		ぱちんこ遊技機	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名		メガトンザウラーGV	型式名	CRホラーマンションZZ1
		製造業者名		マルホン工業株式会社	製造業者名	株式会社まさむら遊機
	型式試験番号	31034900		型式試験番号	30040500	
	検定年月日	平成15年7月8日		検定年月日	平成15年7月8日	
	検定番号	第31034900号		検定番号	第30040500号	
検定の有効期間	公示の日(平成15年7月8日)から3年間	検定の有効期間	公示の日(平成15年7月8日)から3年間			
20	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市天白区中砂町145番地 株式会社まさむら遊機	23	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社	
	代表者の氏名	代表取締役 後 藤 常 喜		代表者の氏名	代表取締役社長 里 見 治	
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	愛知県名古屋市天白区中砂町145番地		製造又は検査を行う 事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8	
	型式 の 概 要	遊技機の種類		ぱちんこ遊技機	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名		CRホラーマンションVX1		
		製造業者名		株式会社まさむら遊機		
	型式試験番号	30029400				

24	概要	型式名	CRはりきり娘
		製造業者名	サミー株式会社
		型式試験番号	31023900
		検定年月日	平成15年7月8日
		検定番号	第31023900号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年7月8日）から3年間
		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8 株式会社平和
		代表者の氏名	代表取締役 中島 潤
		製造又は検査を行う 事業所の所在地	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8
	型式 の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式名	CR・笑点FT	
	製造業者名	株式会社平和	
	型式試験番号	30039900	
	検定年月日	平成15年7月8日	
	検定番号	第30039900号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年7月8日）から3年間	
25	概要	型式名	CR・笑点XJ
		製造業者名	株式会社平和
		型式試験番号	30042000
		検定年月日	平成15年7月8日
		検定番号	第30042000号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年7月8日）から3年間
		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区東上野二丁目11番7号 株式会社オリンピア
		代表者の氏名	代表取締役 石原昌幸
		製造又は検査を行う 事業所の所在地	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8
	型式 の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	

26	概要	型式名	ドロンジョニオマカセ
		製造業者名	株式会社オリンピア
		型式試験番号	34033000
		検定年月日	平成15年7月8日
		検定番号	第34033000号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年7月8日）から3年間
		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区東上野二丁目11番7号 株式会社オリンピア
		代表者の氏名	代表取締役 石原昌幸
		製造又は検査を行う 事業所の所在地	沖縄県那覇市港町3丁目4番12号 神奈川県横浜市中区新山下3丁目3番43号 群馬県伊勢崎市日乃出町1038
	型式 の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
27	概要	型式名	シマムスメ
		製造業者名	株式会社オリンピア
		型式試験番号	34032100
		検定年月日	平成15年7月8日
		検定番号	第34032100号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年7月8日）から3年間
		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市北区本庄東一丁目1番10号 株式会社バルテック
		代表者の氏名	代表取締役 中野純弘
		製造又は検査を行う 事業所の所在地	沖縄県那覇市港町3丁目4番12号 神奈川県横浜市中区新山下3丁目3番43号 群馬県伊勢崎市日乃出町1038
	型式 の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
28	概要	型式名	バンカーナイン
		製造業者名	株式会社バルテック
		型式試験番号	34034500
		検定年月日	平成15年7月8日

29	検 定 番 号	第34034500号	32	概 要	製造業者名	株式会社ニューギン
	検定の有効期間	公示の日(平成15年7月8日)から3年間		型式試験番号	30036400	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン		検 定 年 月 日	平成15年7月8日	
	代表者の氏名	代表取締役 新 井 悠 司		検 定 番 号	第30036400号	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1		検定の有効期間	公示の日(平成15年7月8日)から3年間	
	型 式 の 概 要	遊技機の種類		ぱちんこ遊技機	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン
		遊技機の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	代表者の氏名	代表取締役 新 井 悠 司
	型 式 の 概 要	型 式 名		CR宮本武蔵MA	製造又は検査を行 う事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1
		製造業者名		株式会社ニューギン	型 式 の 概 要	遊技機の種類
	型式試験番号	30040400		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
検 定 年 月 日	平成15年7月8日	型 式 名	CRトロピカルパラダイスSA			
検 定 番 号	第30040400号	製造業者名	株式会社ニューギン			
検定の有効期間	公示の日(平成15年7月8日)から3年間	型式試験番号	30042600			
30	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン	検 定 年 月 日	平成15年7月8日		
	代表者の氏名	代表取締役 新 井 悠 司	検 定 番 号	第30042600号		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1	検定の有効期間	公示の日(平成15年7月8日)から3年間		
	型 式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	代表者の氏名	代表取締役 市 原 高 明	
	型 式 の 概 要	型 式 名	CR宮本武蔵MB5	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地	
		製造業者名	株式会社ニューギン	型 式 の 概 要	遊技機の種類	
	型式試験番号	30044100	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
	検 定 年 月 日	平成15年7月8日	型 式 名	CRツインビジョンFT		
	検 定 番 号	第30044100号	製造業者名	株式会社大一商会		
検定の有効期間	公示の日(平成15年7月8日)から3年間	型式試験番号	30043000			
31	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン	検 定 年 月 日	平成15年7月8日		
	代表者の氏名	代表取締役 新 井 悠 司	検 定 番 号	第30043000号		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1	検定の有効期間	公示の日(平成15年7月8日)から3年間		
	型 式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	代表者の氏名	代表取締役 市 原 高 明	
	型 式 の 概 要	型 式 名	CR宮本武蔵MB	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地	
		製造業者名	株式会社ニューギン			
	型式試験番号	30040400				
	検 定 年 月 日	平成15年7月8日				
	検 定 番 号	第30040400号				
検定の有効期間	公示の日(平成15年7月8日)から3年間					

34	型式概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	CRツインビジョンHTL
		製造業者名	株式会社大一商会
	型式試験番号	30044700	
	検定年月日	平成15年7月8日	
	検定番号	第30044700号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年7月8日）から3年間	
検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目2番18号 奥村遊機株式会社	
代表者の氏名		代表取締役 上野 栄作	
製造又は検査を行う事業所の所在地		本社工場：愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目2番18号 小山工場：静岡県俊東郡小山町用沢字萩窪1441番地	
35	型式概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	CRマジンガーZS
		製造業者名	奥村遊機株式会社
	型式試験番号	30040900	
	検定年月日	平成15年7月8日	
	検定番号	第30040900号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年7月8日）から3年間	
検定申請者の氏名又は名称及び住所		兵庫県伊丹市北伊丹9丁目80番地の4 株式会社エマ	
代表者の氏名		代表取締役 赤松 泰治	
製造又は検査を行う事業所の所在地		兵庫県伊丹市北伊丹9丁目80番地の4	
36	型式概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型式名	ニューベガスL
		製造業者名	株式会社エマ
	型式試験番号	34034600	
	検定年月日	平成15年7月8日	
	検定番号	第34034600号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年7月8日）から3年間	
検定申請者の氏名又は名称及び住所		兵庫県伊丹市北伊丹9丁目80番地の4 株式会社エマ	

37	代表者の氏名		代表取締役 赤松 泰治
	製造又は検査を行う事業所の所在地		兵庫県伊丹市北伊丹9丁目80番地の4
	型式概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型式名	ホワイトヒート
		製造業者名	株式会社 エマ
	型式試験番号	24101500	
検定年月日	平成15年7月8日		
検定番号	第24101500号		
検定の有効期間		公示の日（平成15年7月8日）から3年間	
検定申請者の氏名又は名称及び住所		東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社	
代表者の氏名		代表取締役社長 里見 治	
製造又は検査を行う事業所の所在地		埼玉県川越市南台一丁目10番地8	
38	型式概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	CR極上！梅松パラダイスHT1
		製造業者名	サミー株式会社
	型式試験番号	30040300	
	検定年月日	平成15年7月8日	
	検定番号	第30040300号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年7月8日）から3年間	
検定申請者の氏名又は名称及び住所		東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社	
代表者の氏名		代表取締役社長 里見 治	
製造又は検査を行う事業所の所在地		埼玉県川越市南台一丁目10番地8	
39	型式概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	CR極上！梅松パラダイスFT1
		製造業者名	サミー株式会社
	型式試験番号	30039700	
	検定年月日	平成15年7月8日	
	検定番号	第30039700号	

40	検定の有効期間	公示の日（平成15年7月8日）から3年間	43	要	型式試験番号	34035000
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社		検 定 年 月 日	平成15年7月8日	
	代表者の氏名	代表取締役社長 里 見 治		検 定 番 号	第34035000号	
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8		検定の有効期間	公示の日（平成15年7月8日）から3年間	
	型 式 の 概 要	遊技機の種類		ぱちんこ遊技機	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 マルホン工業株式会社
		遊技機の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	代表者の氏名	代表取締役 岸 勇 夫
	型 式 の 概 要	型 式 名		CR極上！梅松パラダイスHN	製造又は検査を行う 事業所の所在地	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地
		製造業者名		サミー株式会社	型 式 の 概 要	遊技機の種類
	型式試験番号	30038000		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	検 定 年 月 日	平成15年7月8日		型 式 名	CRギャ王MX	
検 定 番 号	第30038000号	製造業者名	マルホン工業株式会社			
検定の有効期間	公示の日（平成15年7月8日）から3年間	型式試験番号	30047200			
41	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社	検 定 年 月 日	平成15年7月8日		
	代表者の氏名	代表取締役社長 里 見 治	検 定 番 号	第30047200号		
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8	検定の有効期間	公示の日（平成15年7月8日）から3年間		
	型 式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 マルホン工業株式会社	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	代表者の氏名	代表取締役 岸 勇 夫	
	型 式 の 概 要	型 式 名	CR極上！梅松パラダイスFN1	製造又は検査を行う 事業所の所在地	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地	
		製造業者名	サミー株式会社	型 式 の 概 要	遊技機の種類	
	型式試験番号	30039500	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
	検 定 年 月 日	平成15年7月8日	型 式 名	CRギャ王FX		
	検 定 番 号	第30039500号	製造業者名	マルホン工業株式会社		
検定の有効期間	公示の日（平成15年7月8日）から3年間	型式試験番号	30042800			
42	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	岡山県新見市高尾362番地の1 山佐株式会社	検 定 年 月 日	平成15年7月8日		
	代表者の氏名	代表取締役 佐 野 慎 一	検 定 番 号	第30042800号		
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	岡山県浅口郡寄島町12155 - 142番地	検定の有効期間	公示の日（平成15年7月8日）から3年間		
	型 式 の 概 要	遊技機の種類	回胴式遊技機	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 マルホン工業株式会社	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	代表者の氏名	代表取締役 岸 勇 夫	
	型 式 の 概 要	型 式 名	ニューパルサーRX	製造又は検査を行う 事業所の所在地	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地	
		製造業者名	山佐株式会社	型 式 の 概 要	遊技機の種類	
	型式試験番号		遊技機の区分			
	検 定 年 月 日		型 式 名			
	検 定 番 号		製造業者名			
検定の有効期間		型式試験番号				
		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機			

45	式の概要	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	CRギャEM
		製造業者名	マルホン工業株式会社
	型式試験番号	30044400	
	検定年月日	平成15年7月8日	
	検定番号	第30044400号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年7月8日）から3年間	
46	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン
	代表者の氏名		代表取締役 新井 悠 司
	製造又は検査を行う事業所の所在地		三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番 1
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	CR宮本武蔵MA5
		製造業者名	株式会社ニューギン
	型式試験番号	30047700	
	検定年月日	平成15年7月8日	
	検定番号	第30047700号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年7月8日）から3年間	
47	検定申請者の氏名又は名称及び住所		群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8 株式会社平和
	代表者の氏名		代表取締役 中 島 潤
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	CR・笑点YJ
		製造業者名	株式会社平和
	型式試験番号	30043900	
	検定年月日	平成15年7月8日	
	検定番号	第30043900号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年7月8日）から3年間	
検定申請者の氏名又は名称及び住所		群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8 株式会社平和	
代表者の氏名		代表取締役 中 島 潤	

48	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	笑点V
		製造業者名	株式会社平和
	型式試験番号	30045900	
検定年月日	平成15年7月8日		
検定番号	第30045900号		
検定の有効期間		公示の日（平成15年7月8日）から3年間	
49	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県春日井市美濃町二丁目98番地 株式会社竹屋
	代表者の氏名		代表取締役 竹 内 正 博
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県春日井市美濃町二丁目98番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	CRどたばた空挺団T
		製造業者名	株式会社竹屋
	型式試験番号	30042200	
	検定年月日	平成15年7月8日	
	検定番号	第30042200号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年7月8日）から3年間	
50	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県春日井市美濃町二丁目98番地 株式会社竹屋
	代表者の氏名		代表取締役 竹 内 正 博
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県春日井市美濃町二丁目98番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	CRどたばた空挺団S
		製造業者名	株式会社竹屋
	型式試験番号	30040600	
	検定年月日	平成15年7月8日	
	検定番号	第30040600号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年7月8日）から3年間	

## 道警察本部告示

## 北海道警察本部告示第92号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

平成15年7月8日

北海道警察本部長 上原 美都男

## 1 警察官(女性)用スーツ等の入札

## (1) 入札に付する事項

## ア 調達をする物品の名称及び数量

警察官(女性)用スーツ 84着

少年補導員用スーツ 20着

## イ 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。

ウ 納入期日 平成15年10月22日

エ 納入場所 契約担当者等が指定する場所

## (2) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

ア 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ウ 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。

エ 契約に係るスーツを契約担当者等が指定する場所で採寸できること。

## (3) 条件付一般競争入札参加資格の審査

ア この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(ア)から(ウ)までに定めるところにより、(2)のウ及びエに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

(ア) 申請の時期 平成15年7月8日から16日まで

(イ) 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(ウ) 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目  
北海道警察本部総務部会計課

イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

## (4) 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

## (5) 入札執行の場所及び日時

ア 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目  
北海道警察本部1階入札会場

イ 入札日時 平成15年7月22日 午後1時30分

ウ 開札場所 アに同じ。

エ 開札日時 イに同じ。

## (6) 入札保証金

ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。

## (7) 郵便等又は電報による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

## (8) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交付場所 札幌市中央区北2条西7丁目  
北海道警察本部総務部会計課

イ 交付方法 アの場所で交付する。

## (9) 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

## (10) 契約書作成の要否

要

## (11) その他

ア 開札の時ににおいて、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い

(ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事

業者であるかを申し出ること。

## 2 警察官（男性）用白手袋（厚地）等の入札

### (1) 入札に付する事項

ア 調達をする物品の名称及び数量

警察官（男性）用白手袋（厚地） 5,225双

警察官（男性）用白手袋（薄地） 5,225双

イ 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。

ウ 納入期日 平成15年10月22日

エ 納入場所 契約担当者等が指定する場所

### (2) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

ア 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ウ 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。

### (3) 条件付一般競争入札参加資格の審査

ア この入札は、政令第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(ア)から(ウ)までに定めるところにより、(2)のウに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

(ア) 申請の時期 平成15年7月8日から16日まで

(イ) 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(ウ) 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目  
北海道警察本部総務部会計課

イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

### (4) 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

### (5) 入札執行の場所及び日時

ア 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部1階入札会場

イ 入札日時 平成15年7月22日 午後1時45分

ウ 開札場所 アに同じ。

エ 開札日時 イに同じ。

### (6) 入札保証金

ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。

### (7) 郵便等又は電報による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

### (8) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交付場所 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部会計課

イ 交付方法 アの場所で交付する。

### (9) 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

### (10) 契約書作成の要否

要

### (11) その他

ア 開札の時ににおいて、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い

(ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

## 3 警察官（男性）用靴下（厚地）等の入札

### (1) 入札に付する事項

ア 調達をする物品の名称及び数量

警察官（男性）用靴下（厚地） 7,366足

警察官（男性）用靴下（薄地） 7,366足

イ 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。

ウ 納入期日 平成15年10月22日

工 納 入 場 所 契約担当者等が指定する場所

(2) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

ア 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ウ 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。

(3) 条件付一般競争入札参加資格の審査

ア この入札は、政令第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(ア)から(ウ)までに定めるところにより、(2)のウに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

(ア) 申 請 の 時 期 平成15年7月8日から16日まで

(イ) 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(ウ) 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目  
北海道警察本部総務部会計課

イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

(4) 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目  
北海道警察本部1階入札会場

イ 入 札 日 時 平成15年7月22日 午後2時

ウ 開 札 場 所 アに同じ。

エ 開 札 日 時 イに同じ。

(6) 入 札 保 証 金

ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税等相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。

(7) 郵便等又は電報による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

(8) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交 付 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目  
北海道警察本部総務部会計課

イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。

(9) 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

(10) 契約書作成の要否

要

(11) そ の 他

ア 開札の時に、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い

(ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

4 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(ア) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(イ) 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目  
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

5 この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

6 この入札の執行は、公開する。

7 詳細は、入札説明書による。

道警察旭川方面本部告示

北海道警察旭川方面本部告示第26 - 2号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年7月8日

北海道警察旭川方面本部長 佐藤 守

1 資格及び調達をする賃借物品の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする賃借物品の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契約 平成15年7月8日に一般競争入札の公告を行う二輪車用運転シミュレータ装置の賃貸借契約
- (2) 資格 二輪車用運転シミュレータ装置の賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 賃借物品の種類 二輪車用運転シミュレータ装置

## 2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 平成15年7月1日現在において、物品の賃貸事業を営んでいること。
- (6) 過去2年間において、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (7) 調達物品の保守点検が可能なる者であること。

## 3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)及び(6)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

## 4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成15年7月8日から18日までの間にしなければならない。
- (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わ

なければならない。

- ア 提出先の名称 北海道警察旭川方面本部会計課
- イ 提出先の所在地 旭川市1条通25丁目487番地6
- 5 資格審査の再申請
- (1) 再申請の事由
- 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。
- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
- イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの
- (2) 再申請の方法
- 再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 資格の有効期間
- 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
- (2) 有効期間の更新
- 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。
- 7 資格の喪失
- 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

## 北海道警察旭川方面本部告示第26-3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年7月8日

北海道警察旭川方面本部長 佐藤 守

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする賃借物品の名称及び数量  
二輪車用運転シミュレータ装置 一式（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする賃借物品の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成15年10月1日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年9月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- (4) 納入場所 北海道警察旭川方面本部運転免許課旭川運転免許試験場

- 2 入札に参加する者に必要な資格  
平成15年北海道警察旭川方面本部告示第26 - 2号に規定する資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所  
旭川市1条通25丁目487番地6 北海道警察旭川方面本部会計課
- 4 入札執行の日時及び場所  
(1) 入札場所 旭川市1条通25丁目487番地6  
北海道警察旭川方面本部4階小会議室  
(2) 入札日時 平成15年7月29日 午前11時  
(3) 開札場所 (1)に同じ。  
(4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金  
入札保証金は、免除する。
- 6 郵便等又は電報による入札  
郵便等又は電報による入札は、認めない。
- 7 入札説明書の交付に関する事項  
(1) 交付場所 旭川市1条通25丁目487番地6 北海道警察旭川方面本部会計課  
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- 8 落札者の決定方法  
北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否  
要
- 10 そ の 他  
(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。  
(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い  
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。  
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察旭川方面本部会計課  
イ 所 在 地 郵便番号 078 - 8511 旭川市1条通25丁目487番地6  
電話番号 0166 - 35 - 0110 内線 2233

- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。  
(5) この入札の執行は、公開する。  
(6) 詳細は、入札説明書による。

#### 北海道警察旭川方面本部告示第26 - 4号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年7月8日

北海道警察旭川方面本部長 佐藤 守

- 1 資格及び調達をする賃借物品の種類  
平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする賃借物品の種類は、(3)に定めるものとする。  
(1) 契 約 平成15年7月8日に一般競争入札の公告を行う動体視力計及び夜間視力計の賃貸借契約  
(2) 資 格 動体視力計及び夜間視力計の賃貸借契約に関する資格(以下「資格」という。)  
(3) 賃借物品の種類 動体視力計及び夜間視力計
- 2 資 格 要 件  
次のいずれにも該当すること。  
(1) 政令第167条の4第1項に規定する者(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。  
(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。  
(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。  
(4) 道税を滞納している者でないこと。  
(5) 平成15年7月1日現在において、物品の賃貸事業を営んでいること。  
(6) 過去2年間において、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- 3 資格要件の特例  
中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合(以下「中小企業等協同組合」という。)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和32

年法律第185号)第3条第1項第7号に掲げる協業組合(以下「協業組合」という。)については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)及び(6)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合(以下「企業組合」という。)及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

#### 4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成15年7月8日から18日までの間にしなければならない。
- (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察旭川方面本部会計課

イ 提出先の所在地 旭川市1条通25丁目487番地6

#### 5 資格審査の再申請

##### (1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合(企業組合を除く。)である資格を有する者でその構成員(資格を有する者であるものに限る。)を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

##### (2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

#### 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

##### (1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

##### (2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

#### 7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

#### 北海道警察旭川方面本部告示第26-5号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

平成15年7月8日

北海道警察旭川方面本部長 佐藤 守

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 調達をする賃借物品の名称及び数量

動体視力計及び夜間視力計 一式(1月当たりの単価)

##### (2) 調達をする賃借物品の仕様等 入札説明書による。

##### (3) 契約期間 平成15年10月1日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年9月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

##### (4) 納入場所 北海道警察旭川方面本部運転免許課旭川運転免許試験場

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道警察旭川方面本部告示第26-4号に規定する資格を有すること。

#### 3 契約条項を示す場所

旭川市1条通25丁目487番地6 北海道警察旭川方面本部会計課

#### 4 入札執行の日時及び場所

##### (1) 入札場所 旭川市1条通25丁目487番地6

北海道警察旭川方面本部4階小会議室

##### (2) 入札日時 平成15年7月29日 午前11時30分

##### (3) 開札場所 (1)に同じ。

##### (4) 開札日時 (2)に同じ。

#### 5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

#### 6 郵便等又は電報による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

#### 7 入札説明書の交付に関する事項

##### (1) 交付場所 旭川市1条通25丁目487番地6 北海道警察旭川方面本部会計課

##### (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

#### 8 落札者の決定方法

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

#### 9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い
  - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - ア 名 称 北海道警察旭川方面本部会計課
  - イ 所 在 地 郵便番号 078 - 8511 旭川市1条通25丁目487番地6  
電話番号 0166 - 35 - 0110 内線 2233
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

道警察釧路方面本部告示

北海道警察釧路方面本部告示第30号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年7月8日

北海道警察釧路方面本部長 榎 林 榮 次

1 資格及び調達をする賃借物品の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする賃借物品の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成15年7月8日に一般競争入札の公告を行う集合教育用四輪自動車運転シミュレータ装置の賃貸借契約
- (2) 資 格 集合教育用四輪自動車運転シミュレータ装置の賃貸借契約に関する資格(以下「資格」という。)
- (3) 賃借物品の種類 集合教育用四輪自動車運転シミュレータ装置

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 平成15年6月1日現在において、物品の賃貸事業を営んでいること。
- (6) 過去2年間において、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (7) 調達物品の保守点検が可能な者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合(以下「中小企業等協同組合」という。)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項第7号に掲げる協業組合(以下「協業組合」という。)については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)及び(6)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合(以下「企業組合」という。)及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成15年7月8日から22日までの間にしなければならない。
- (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- ア 提出先の名称 北海道警察釧路方面本部会計課
- イ 提出先の所在地 釧路市黒金町10丁目5

5 資格審査の再申請

- (1) 再 申 請 の 事 由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。
  - ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道警察釧路方面本部告示第31号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年7月8日

北海道警察釧路方面本部長 榎 林 榮 次

1 入札に付する事項

(1) 調達をする賃借物品の名称及び数量

集合教育用四輪自動車運転シミュレータ装置 一式（1月当たりの単価）

(2) 調達をする賃借物品の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成15年12月1日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年11月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(4) 納入場所 北海道警察釧路方面本部運転免許課釧路運転免許試験場

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道警察釧路方面本部告示第30号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

釧路市黒金町10丁目5 北海道警察釧路方面本部会計課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 釧路市黒金町10丁目5 北海道警察釧路方面本部2階大会議室

(2) 入札日時 平成15年8月4日 午後1時30分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

6 郵便等又は電報による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 釧路市黒金町10丁目5 北海道警察釧路方面本部会計課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道警察釧路方面本部会計課

イ 所在地 郵便番号 085 - 8511 釧路市黒金町10丁目5

電話番号 0154 - 25 - 0110 内線 2232

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道警察釧路方面本部告示第32号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の

規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年7月8日

北海道警察釧路方面本部長 檜 林 榮 次

#### 1 資格及び調達をする賃借物品の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする賃借物品の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成15年7月8日に一般競争入札の公告を行う二輪車用運転シミュレータ装置の賃貸借契約
- (2) 資 格 二輪車用運転シミュレータ装置の賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 賃借物品の種類 二輪車用運転シミュレータ装置

#### 2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 平成15年6月1日現在において、物品の賃貸事業を営んでいること。
- (6) 過去2年間に於いて、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (7) 調達物品の保守点検が可能なる者であること。

#### 3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)及び(6)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

#### 4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成15年7月8日から22日までの間にしなければならない。

(2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- ア 提出先の名称 北海道警察釧路方面本部会計課
- イ 提出先の所在地 釧路市黒金町10丁目5

#### 5 資格審査の再申請

##### (1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
- イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

##### (2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

#### 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

##### (1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

##### (2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

#### 7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

#### 北海道警察釧路方面本部告示第33号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年7月8日

北海道警察釧路方面本部長 檜 林 榮 次

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする賃借物品の名称及び数量  
二輪車用運転シミュレータ装置 二式（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする賃借物品の仕様等 入札説明書による。

- (3) 契約期間 平成15年10月1日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年9月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- (4) 納入場所 北海道警察釧路方面本部運転免許課釧路運転免許試験場  
北海道警察釧路方面本部運転免許課帯広運転免許試験場
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
平成15年北海道警察釧路方面本部告示第32号に規定する資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所  
釧路市黒金町10丁目5 北海道警察釧路方面本部会計課
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 釧路市黒金町10丁目5 北海道警察釧路方面本部2階大会議室
- (2) 入札日時 平成15年8月4日 午後2時
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金  
入札保証金は、免除する。
- 6 郵便等又は電報による入札  
郵便等又は電報による入札は、認めない。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 釧路市黒金町10丁目5 北海道警察釧路方面本部会計課
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- 8 落札者の決定方法  
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否  
要
- 10 その他
- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い  
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の

- 105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名称 北海道警察釧路方面本部会計課
- イ 所在地 郵便番号 085 - 8511 釧路市黒金町10丁目5  
電話番号 0154 - 25 - 0110 内線 2232
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

#### 北海道警察釧路方面本部告示第34号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年7月8日

北海道警察釧路方面本部長 檜 林 榮 次

- 1 資格及び調達をする賃借物品の種類  
平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする賃借物品の種類は、(3)に定めるものとする。
- (1) 契約 平成15年7月8日に一般競争入札の公告を行う動体視力計及び夜間視力計の賃貸借契約
- (2) 資格 動体視力計及び夜間視力計の賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 賃借物品の種類 動体視力計及び夜間視力計
- 2 資格要件  
次のいずれにも該当すること。
- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 平成15年6月1日現在において、物品の賃貸事業を営んでいること。
- (6) 過去2年間において、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、か

つ、誠実に履行した者であること。

### 3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)及び(6)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

### 4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成15年7月8日から22日までの間にしなければならない。
- (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察釧路方面本部会計課

イ 提出先の所在地 釧路市黒金町10丁目5

### 5 資格審査の再申請

#### (1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

#### (2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

### 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

#### (1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

#### (2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

### 7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

## 北海道警察釧路方面本部告示第35号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年7月8日

北海道警察釧路方面本部長 檜 林 榮 次

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする賃借物品の名称及び数量  
動体視力計及び夜間視力計 二式（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする賃借物品の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成15年10月1日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年9月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- (4) 納入場所 北海道警察釧路方面本部運転免許課釧路運転免許試験場  
北海道警察釧路方面本部運転免許課帯広運転免許試験場

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道警察釧路方面本部告示第34号に規定する資格を有すること。

#### 3 契約条項を示す場所

釧路市黒金町10丁目5 北海道警察釧路方面本部会計課

#### 4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 釧路市黒金町10丁目5 北海道警察釧路方面本部2階大会議室
- (2) 入札日時 平成15年8月4日 午後2時30分
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

#### 5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

#### 6 郵便等又は電報による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

#### 7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 釧路市黒金町10丁目5 北海道警察釧路方面本部会計課
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

#### 8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第

1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察釧路方面本部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 085 - 8511 釧路市黒金町10丁目5

電話番号 0154 - 25 - 0110 内線 2232

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

